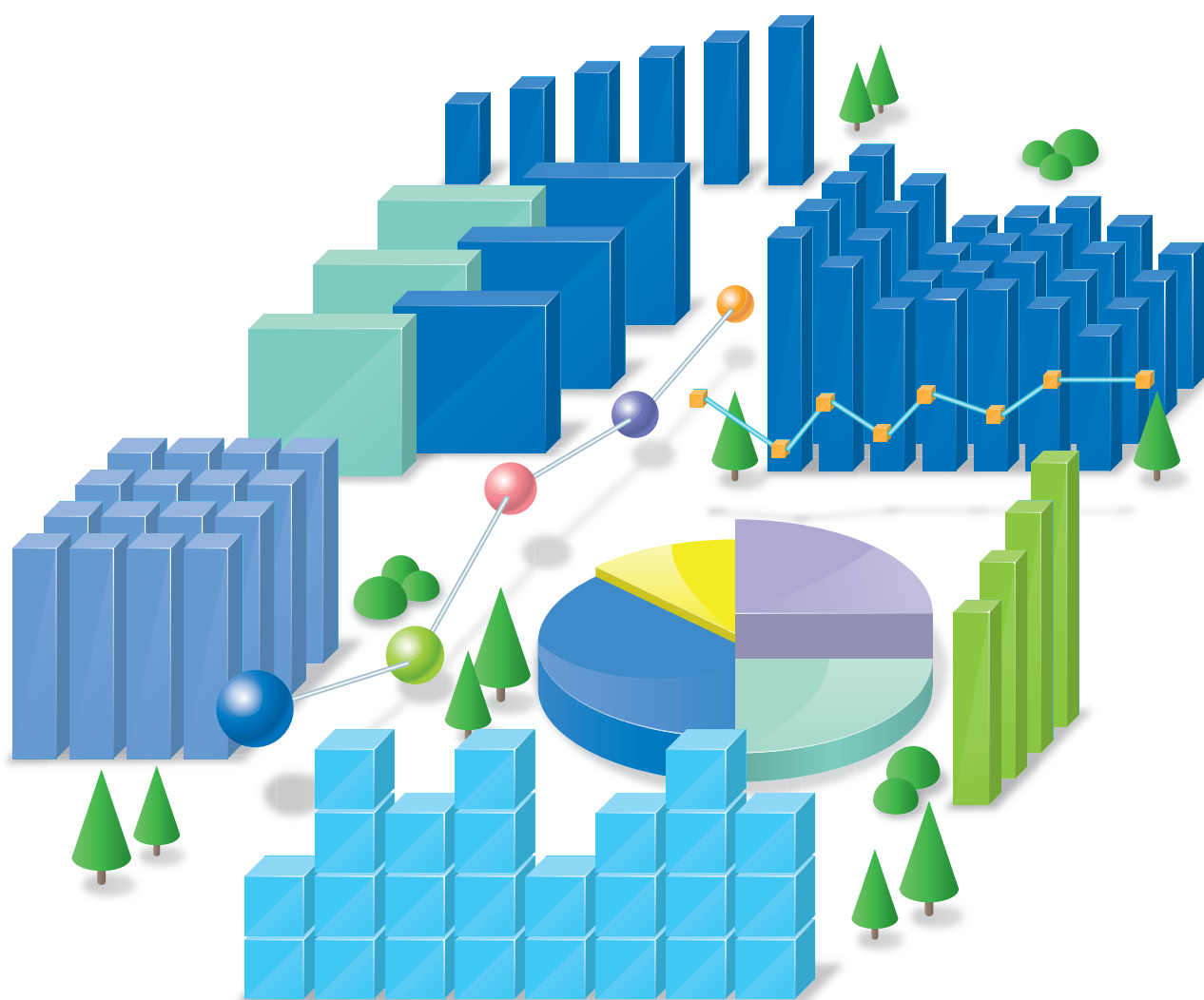


目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

平成21年版 地方財政白書ビジュアル版(平成19年度決算)



総務省

地方財政の現状

| | |
|----------------------------|----|
| 平成19年度決算の概況 | 4 |
| 決算規模 | 5 |
| 決算収支 | 5 |
| 歳入 | 6 |
| 1. 歳入内訳の構成 | 6 |
| 2. 歳入内訳の推移 | 7 |
| 3. 地方税 | 8 |
| 4. 地方交付税 | 11 |
| 歳出 | 13 |
| 1. 目的別分類 | 13 |
| 2. 性質別分類 | 16 |
| 財政構造の弾力性 | 19 |
| 1. 経常収支比率 | 19 |
| 2. 実質公債費比率及び起債制限比率 | 20 |
| 地方財政の借入金残高 | 21 |
| 1. 地方債現在高の推移 | 21 |
| 2. 地方財政の借入金残高 | 22 |
| 地方公営企業 | 23 |
| 1. 地方公営企業が占める割合 | 23 |
| 2. 地方公営企業の事業数 | 24 |
| 3. 決算規模 | 24 |
| 4. 経営状況 | 25 |
| 地方財政健全化の推進 | 26 |
| 1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要 | 26 |
| 2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況 | 29 |

地方財政の動向と課題

| | |
|---------------------|----|
| 1. 地方分権改革の推進 | 32 |
| 2. 地域力の創造 | 34 |
| 3. 行政改革の推進 | 36 |
| (1) 集中改革プラン | 36 |
| (2) 行政改革の更なる推進 | 36 |
| (3) 地方公会計改革と情報開示の推進 | 38 |

地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成19年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。



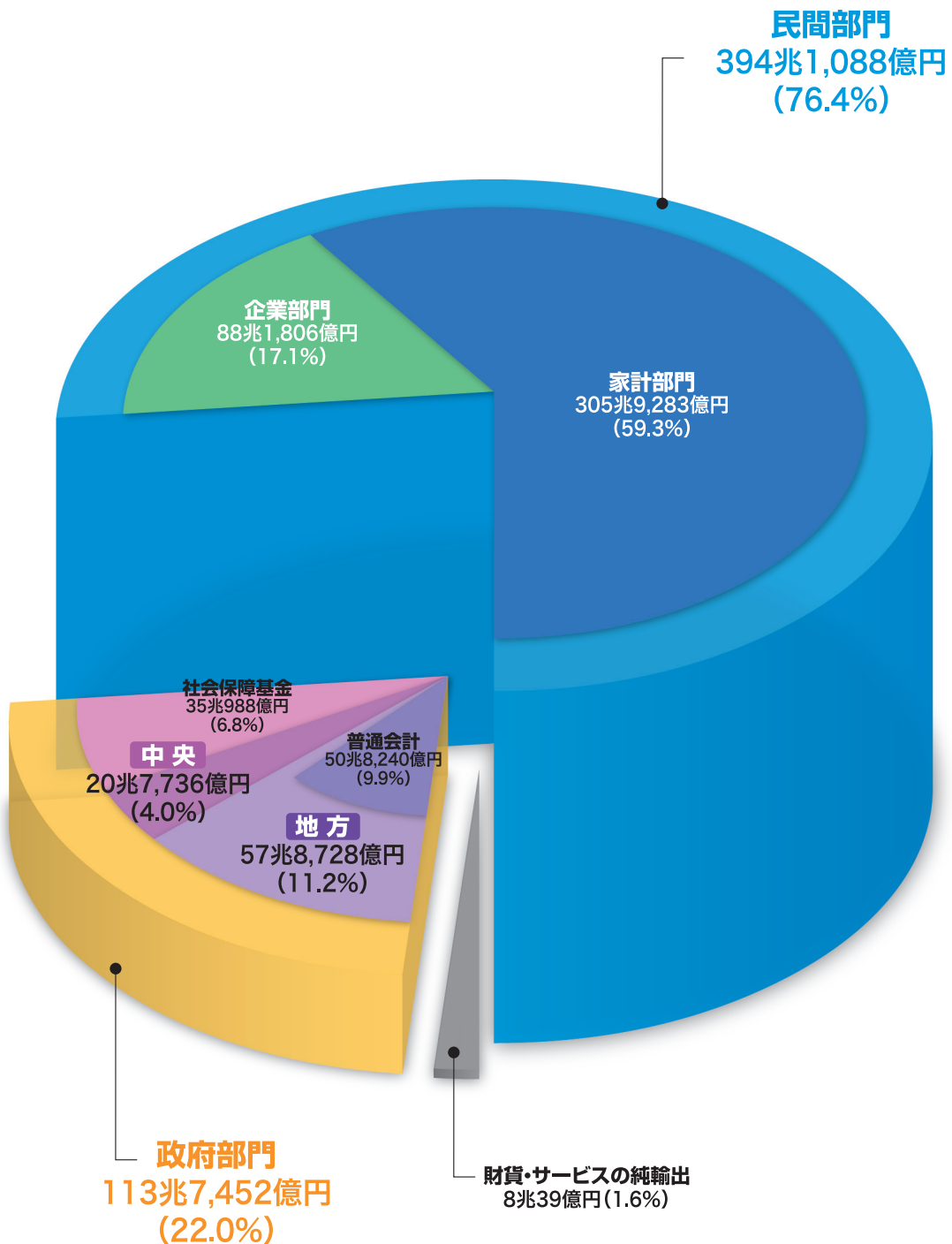
地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合でみると、地方政府部門が11.2%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

国内総支出と地方財政

国内総支出(名目)

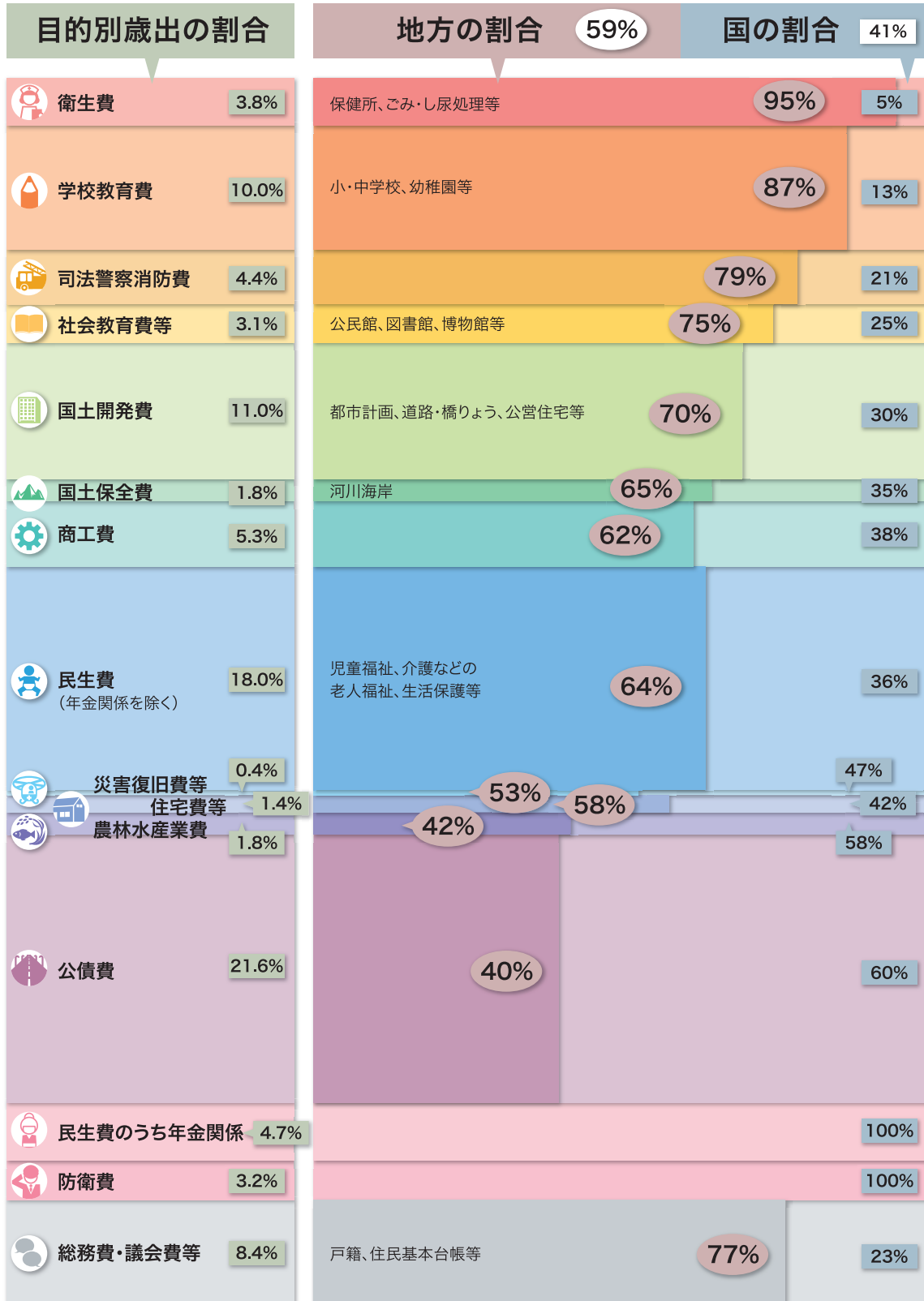
515兆8,579億円



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合(最終支出ベース)



地方財政の現状

平成19年度決算の概況

厳しい財政状況の中、大幅な歳出削減(8年連続の減少)

1 歳出 - 歳出削減の継続

歳出総額は8年連続減少の89兆1,476億円。

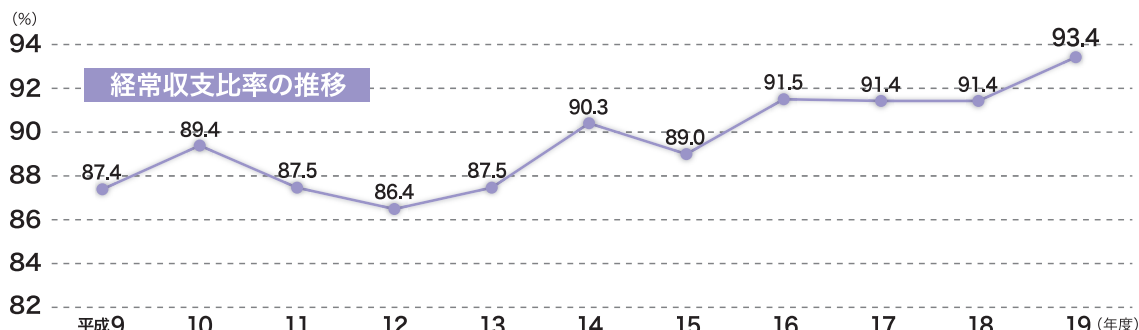
児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行等の歳出増要因が多い中で、職員給(対前年度比1.5%減)、投資的経費(同6.2%減)等について大幅な歳出削減。

2 歳入 - 歳出の減少を上回る歳入の減少

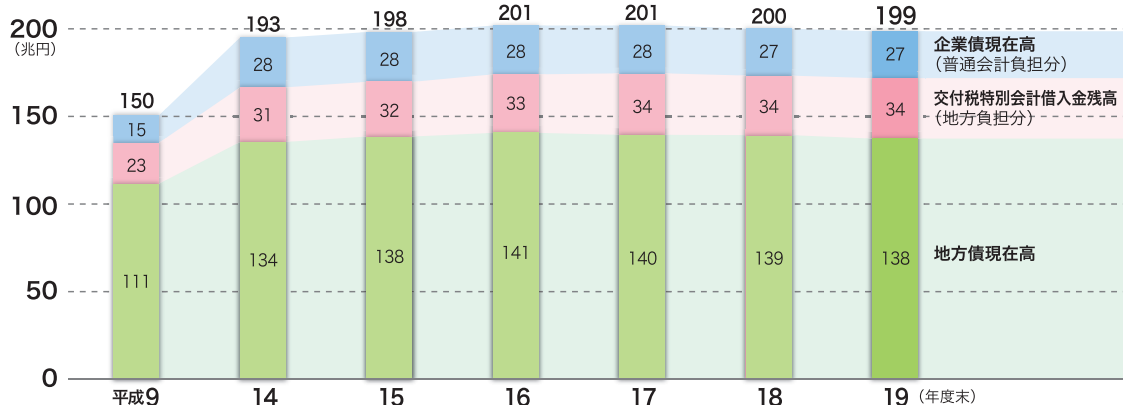
歳入総額は8年連続減少の91兆1,814億円。

地方税(対前年度比10.3%増)等が増加する一方、地方譲与税(同80.8%減)、地方交付税(同5.0%減)、地方特例交付金等(同61.8%減)が減少。

3 財政構造の弾力性 - 経常収支比率は社会保障関係経費等の増加により過去最も高い



4 普通会計が負担すべき借入金残高の推移 - 依然として高い水準

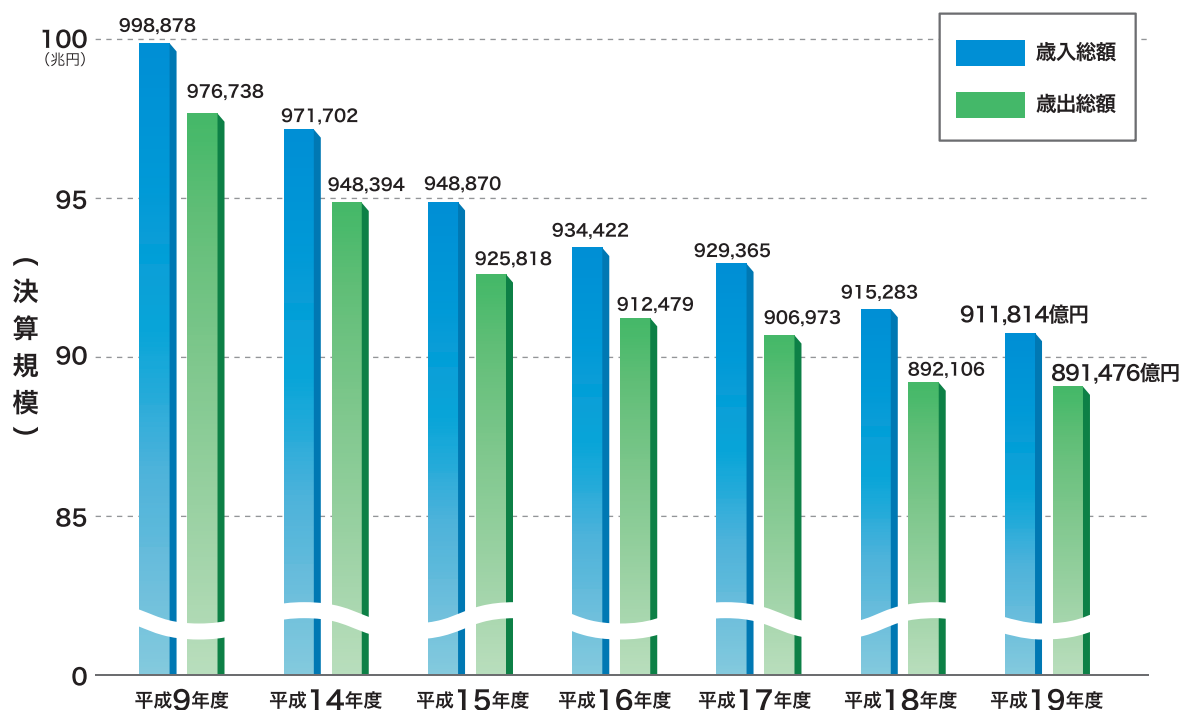


(注1) 企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

決算規模

決算規模は、歳入における地方交付税及び地方特例交付金等の減少、歳出における職員給及び普通建設事業費を中心とする投資的経費等の減少により、歳入、歳出ともに8年連続で減少しています。



決算収支

実質単年度収支、単年度収支ともに赤字になっています。

| 区分 | 決算期 | | 赤字の団体数 | |
|---------|-----------|-----------|---------------|-------------|
| | 19年度 | 18年度 | 19年度 | 18年度 |
| 実質単年度収支 | △137億円 | 4,239億円 | 899 (1,586) | 750 (1,446) |
| 単年度収支 | △1,613億円 | 2,204億円 | 1,024 (1,723) | 768 (1,445) |
| 実質収支 | 1兆3,597億円 | 1兆5,245億円 | 25 (26) | 25 (27) |

(注1) 実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
 実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 (注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。
 (注3) 平成19年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1町村が含まれており、平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

歳入

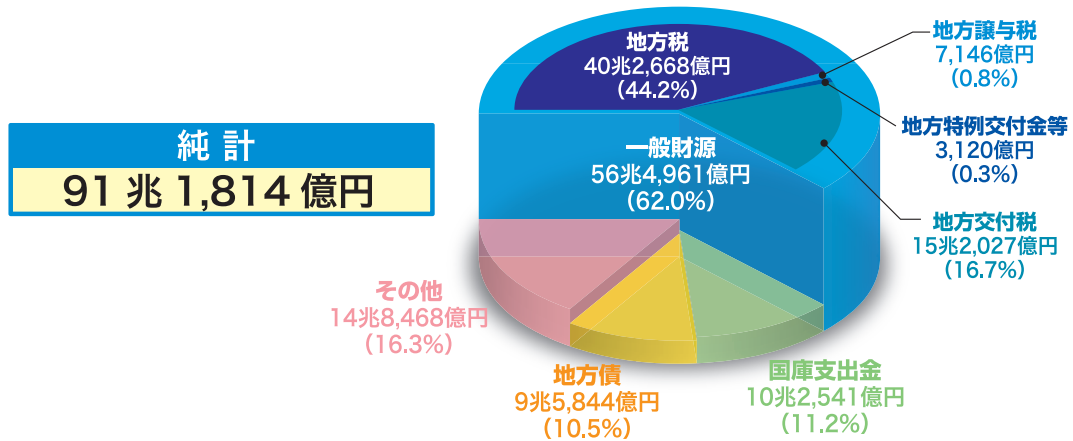
行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

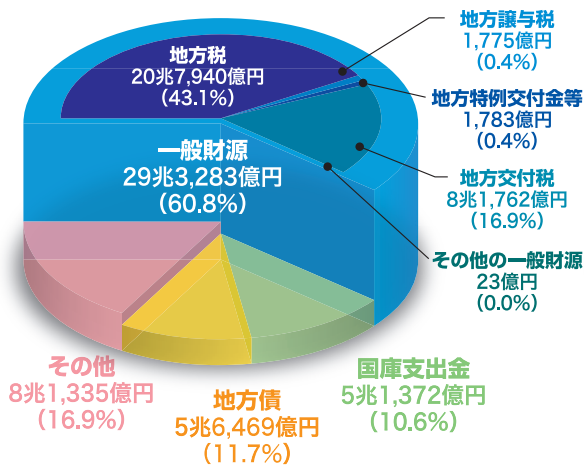
地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税(約4割)、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

一般財源

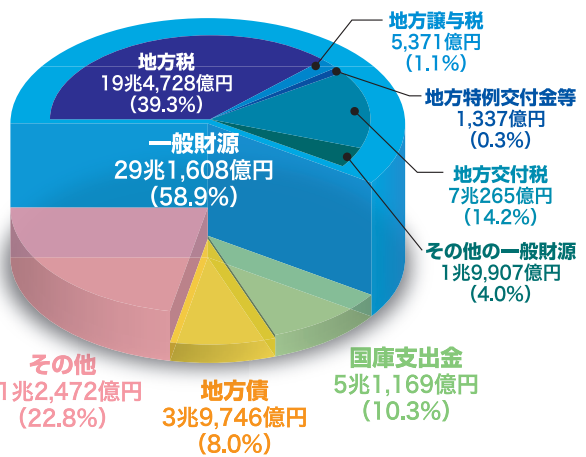
地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。



都道府県 48兆2,459億円



市町村 49兆4,995億円



*地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。

*地方特例交付金等 18年度及び19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金など、地方税の代替的性格を有する財源です。

*地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です(詳しくは「4地方交付税」をご覧ください)。

*国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。

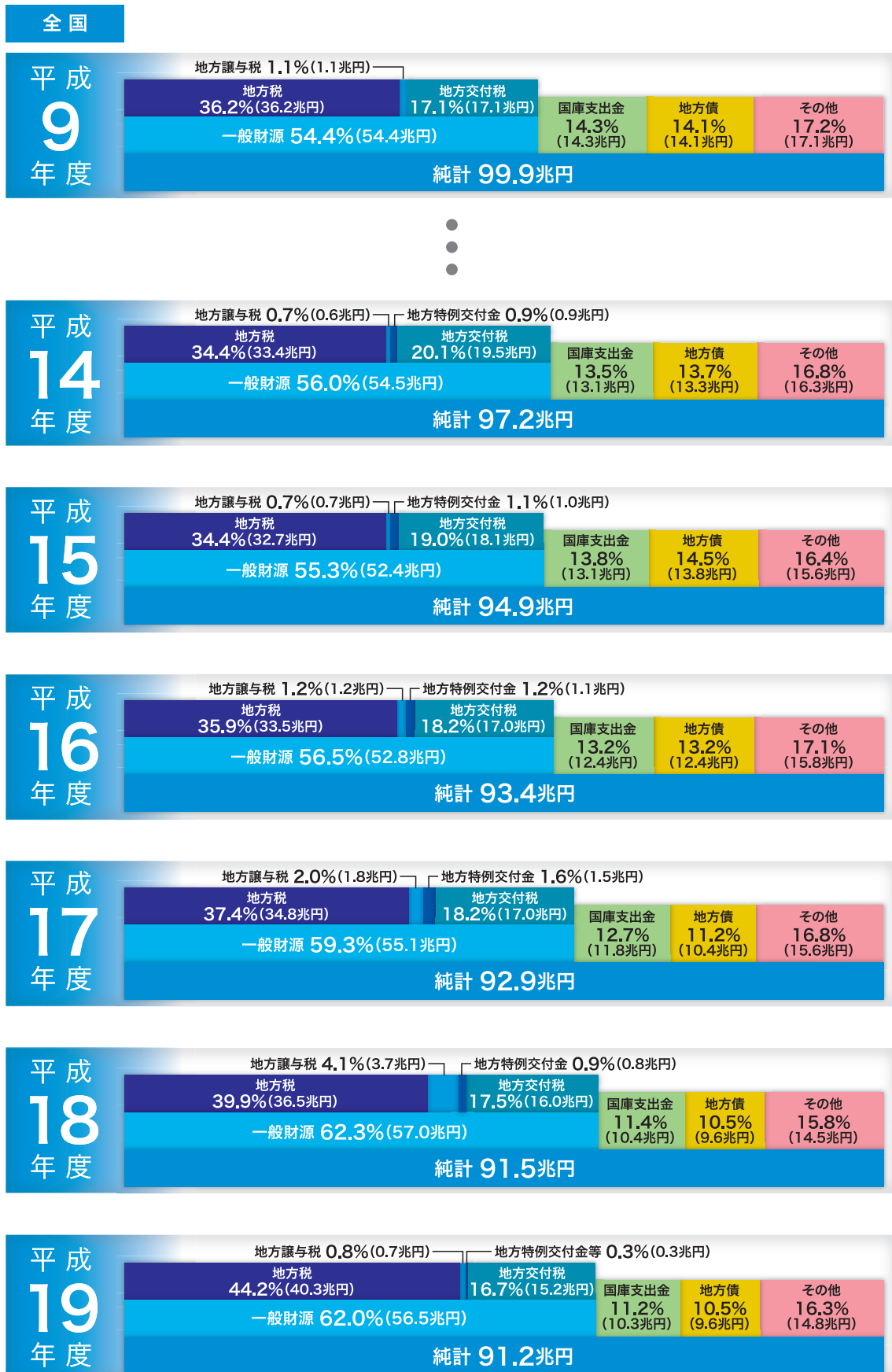
*地方債 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1)ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介します)。

(注2)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

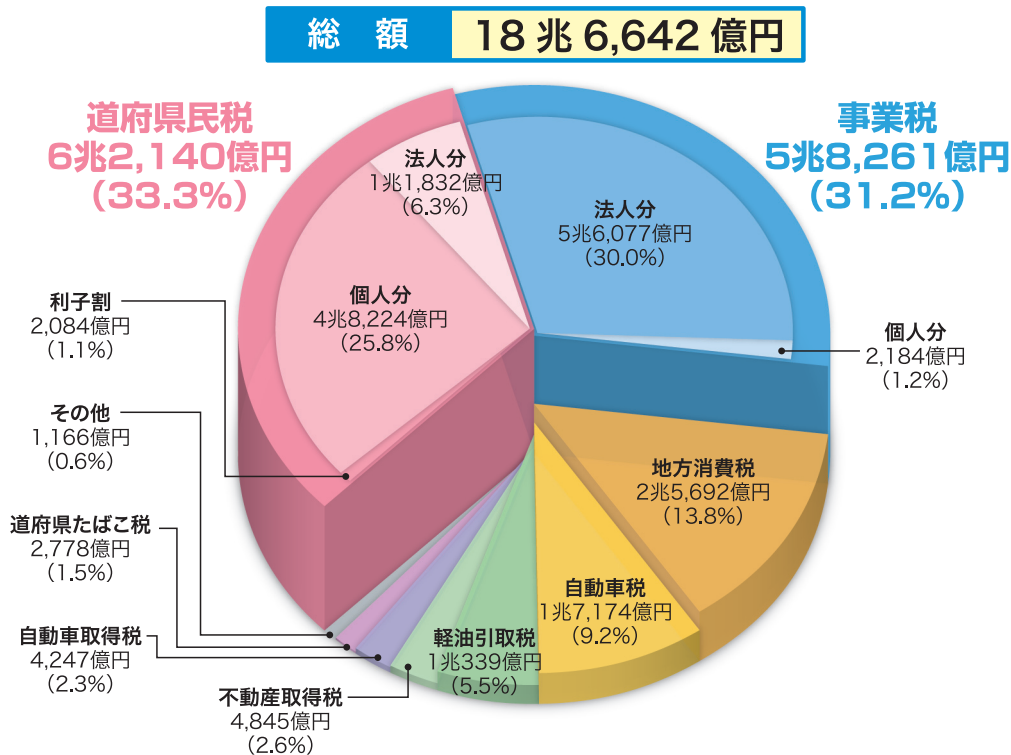
歳入総額に占める地方税の割合が増加する一方、地方交付税、国庫支出金、地方債の割合が減少傾向にあります。



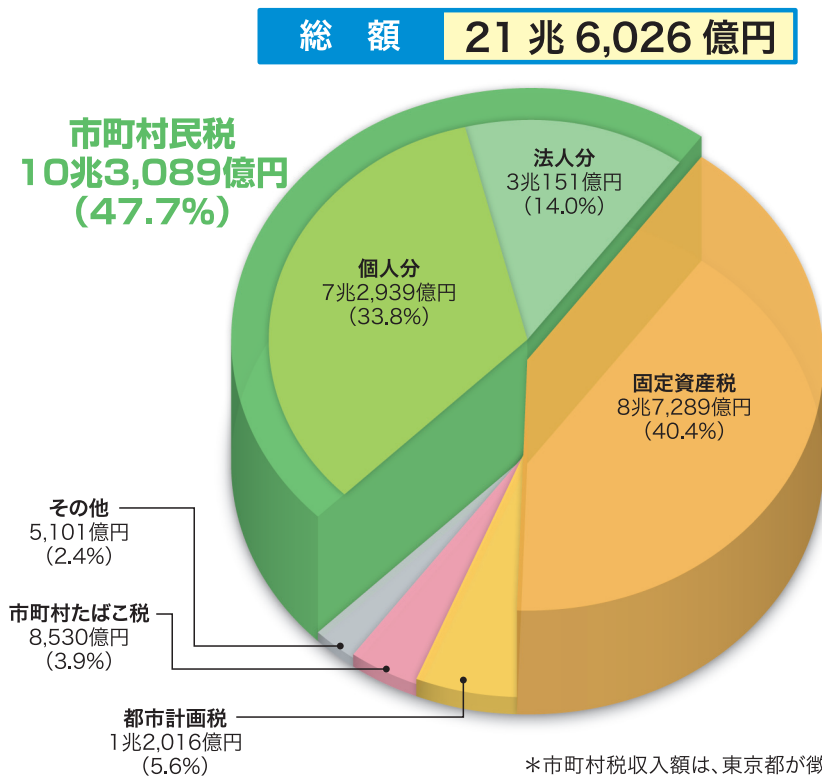
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

道府県税の税収の構成（平成19年度決算）



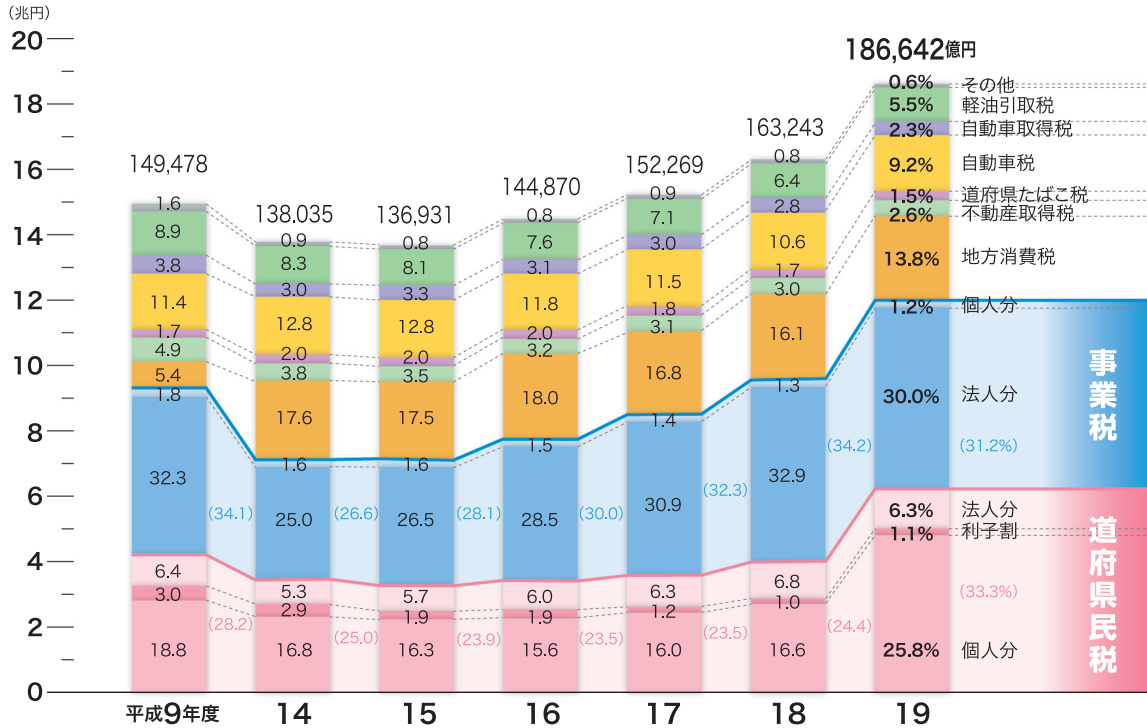
市町村税の税収の構成（平成19年度決算）



*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む

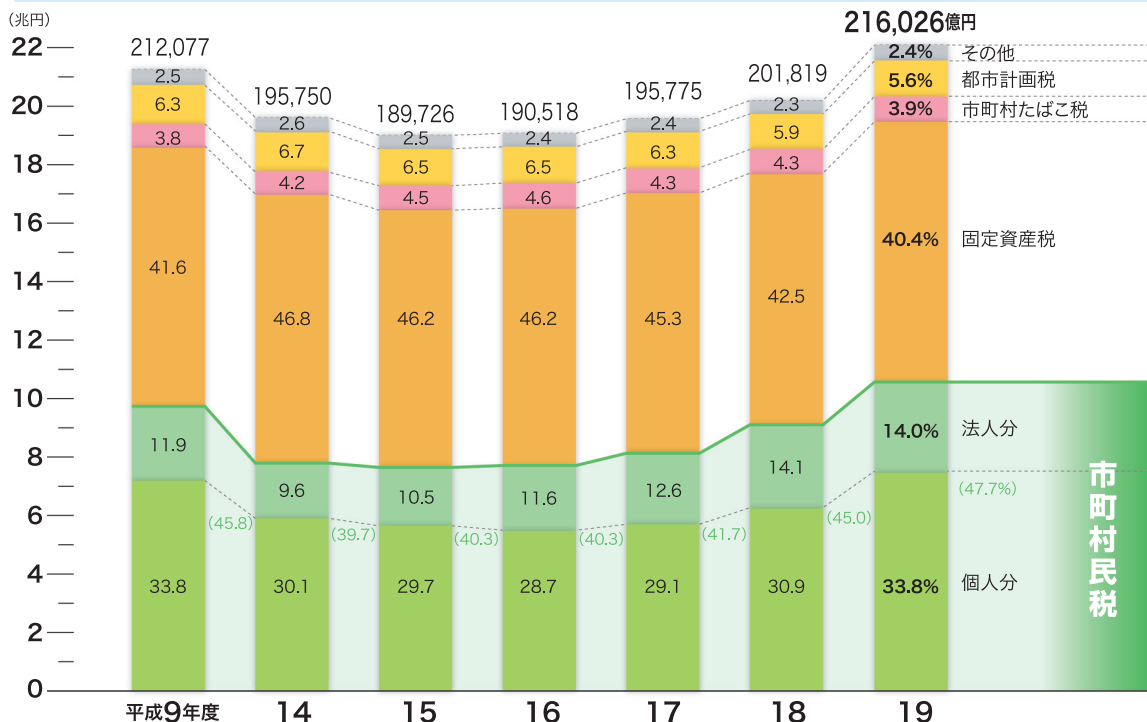
税源移譲や定率減税の廃止による個人住民税の増加、法人関係二税（法人住民税、法人事業税）の増加等により、道府県税及び市町村税はいずれも4年連続で増収となっています。

道府県税収入額の推移



* ()内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

市町村税収入額の推移

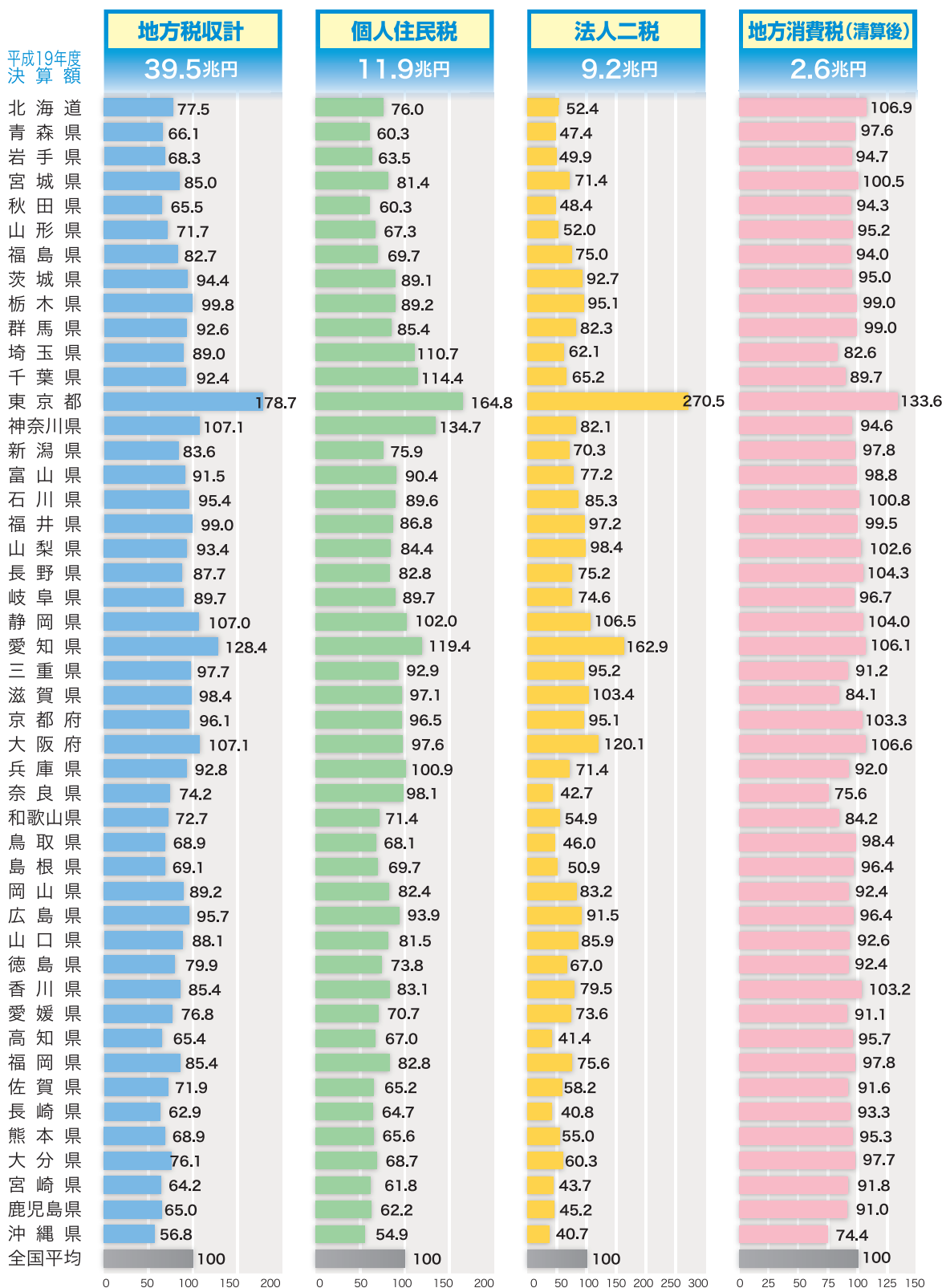


* ()内の数値は、市町村民税の構成比である。

*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34.0%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成19年度における地方交付税総額は15兆2,027億円、対前年度比5.0%減となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成21年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

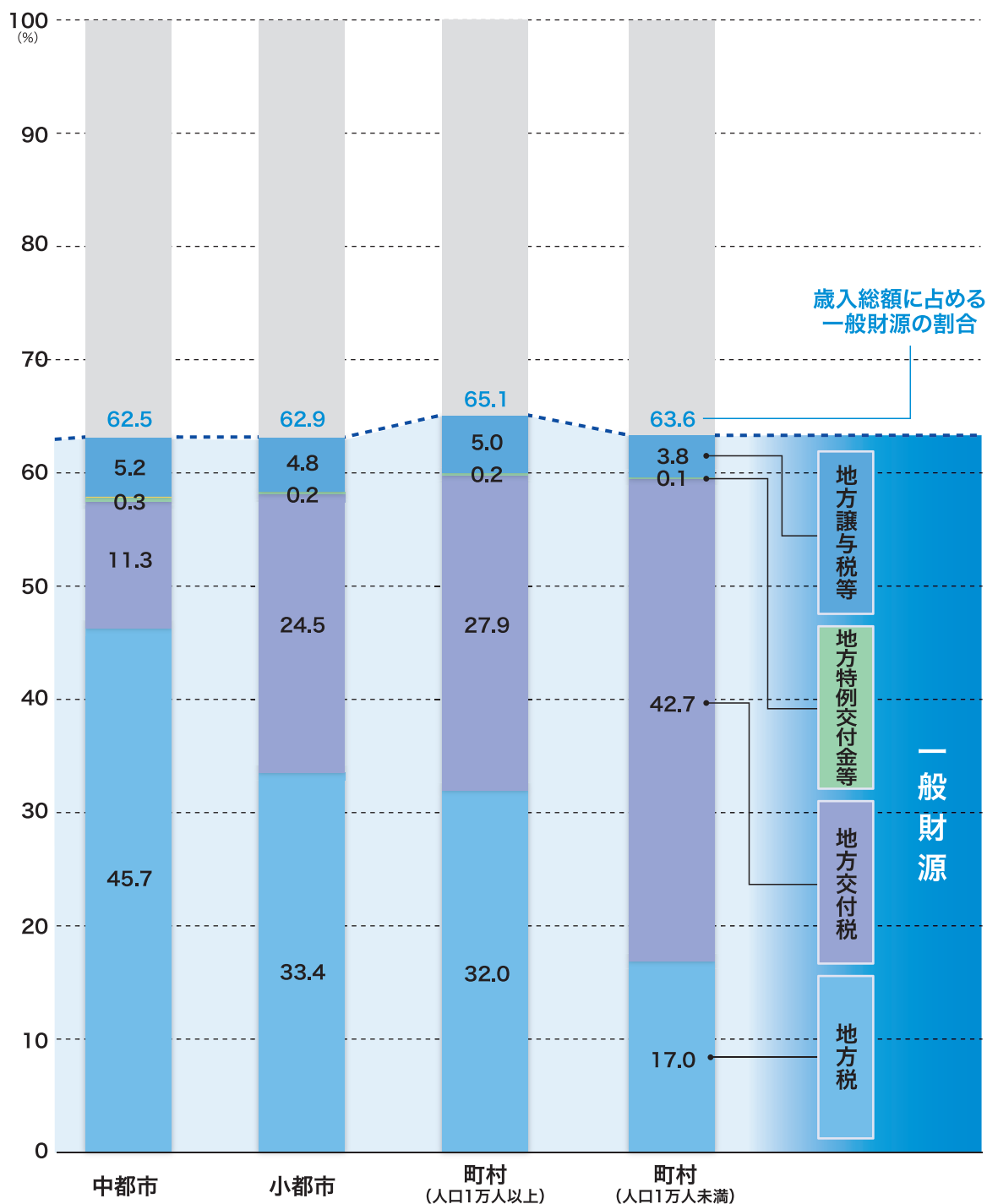
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注)「中都市」とは、大都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは同じく人口10万人未満の市をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、公債費、土木費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

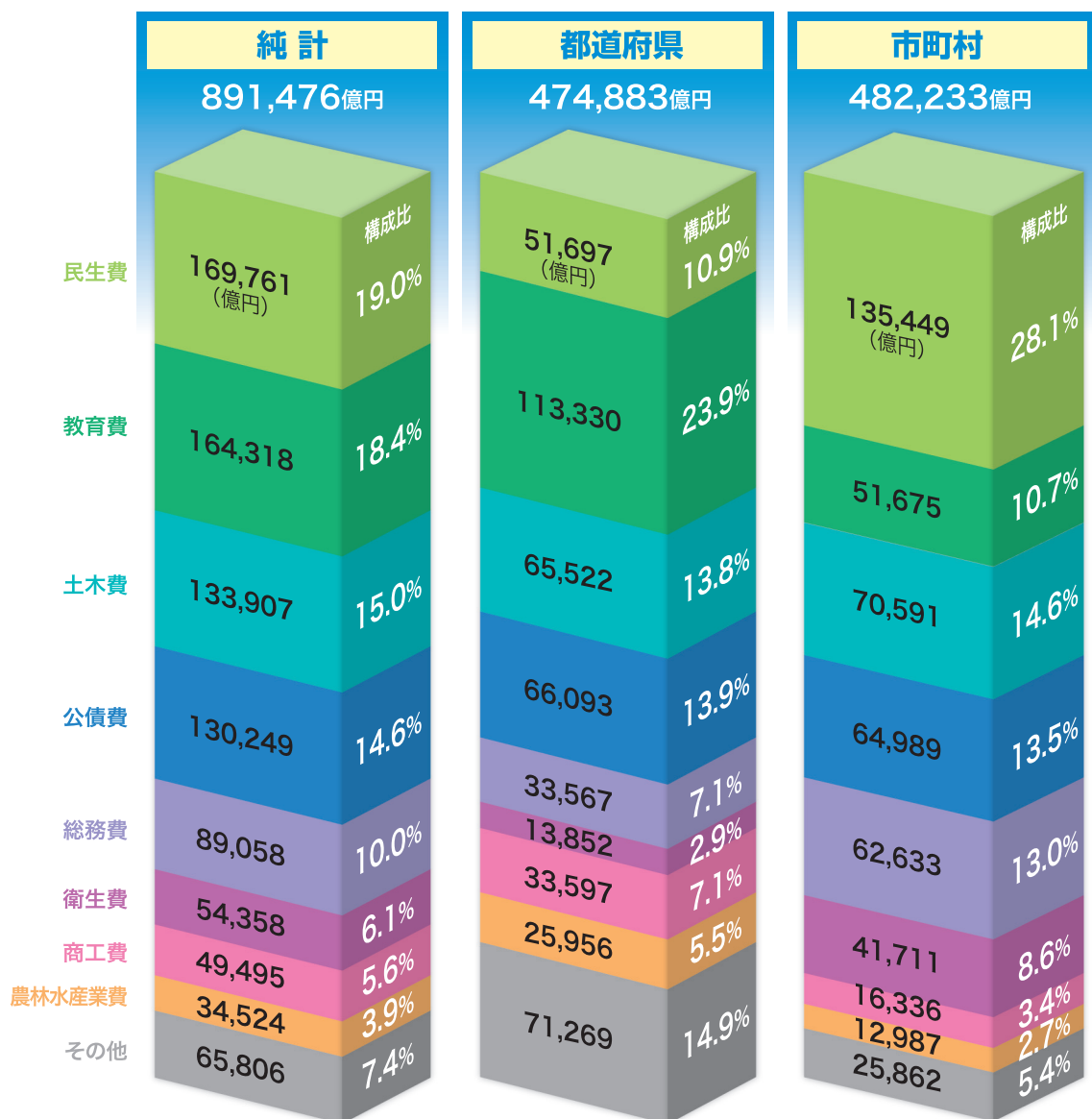
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

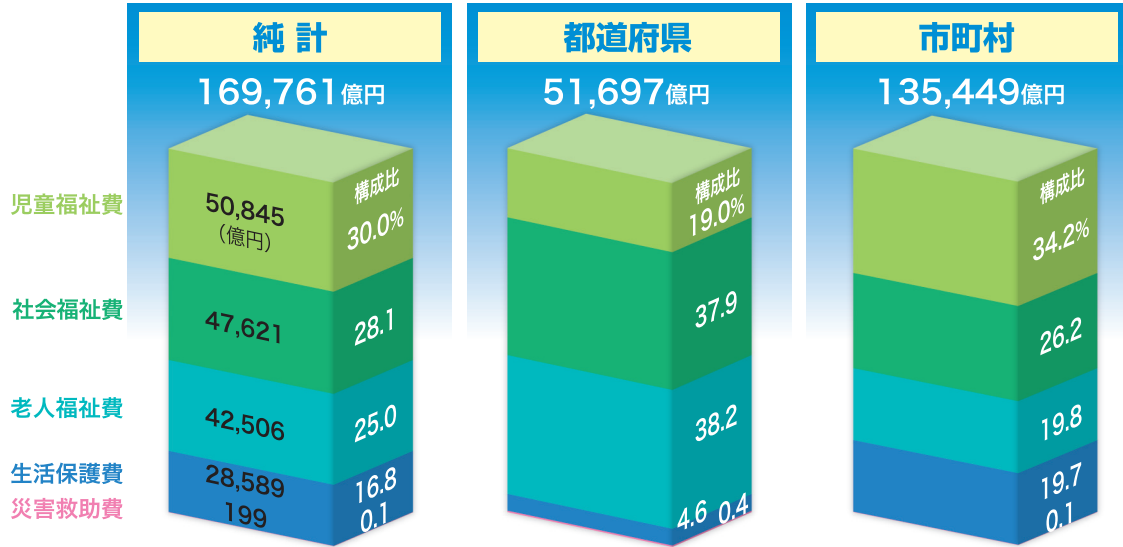
土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

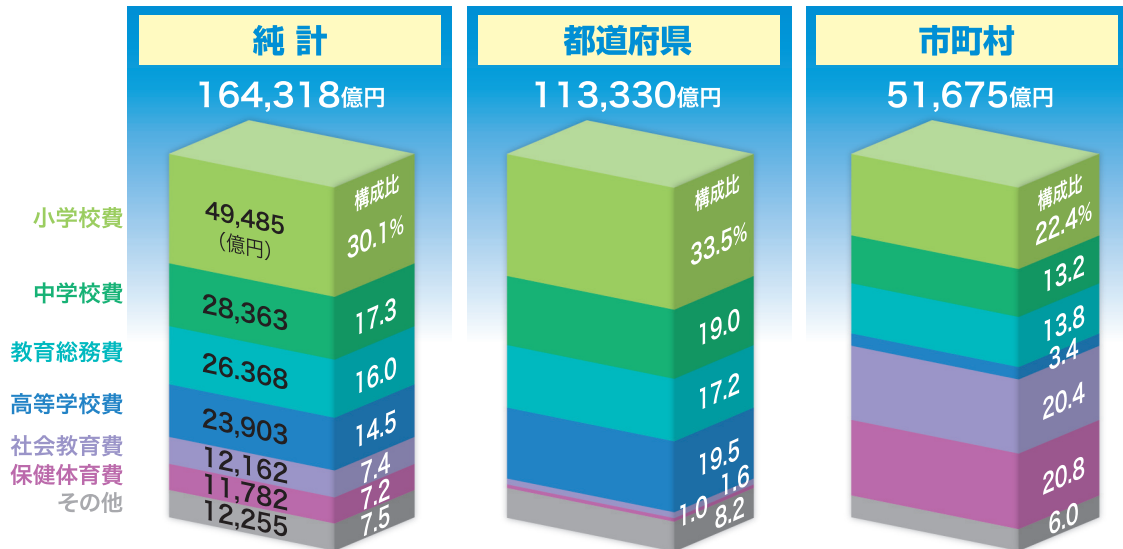
目的別歳出決算額の構成（平成19年度決算）



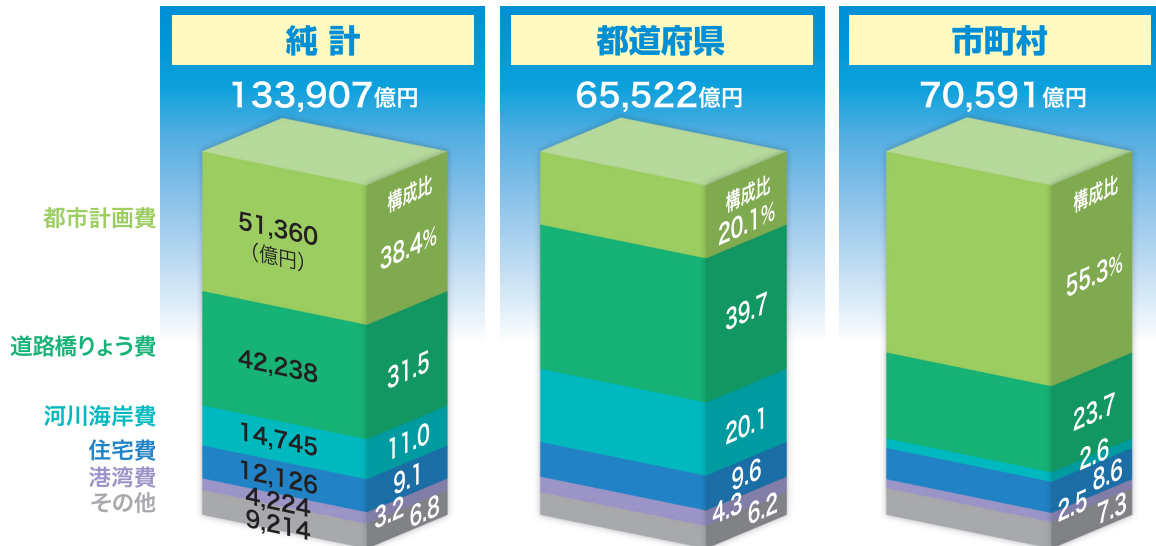
民生費の目的別内訳



教育費の目的別内訳



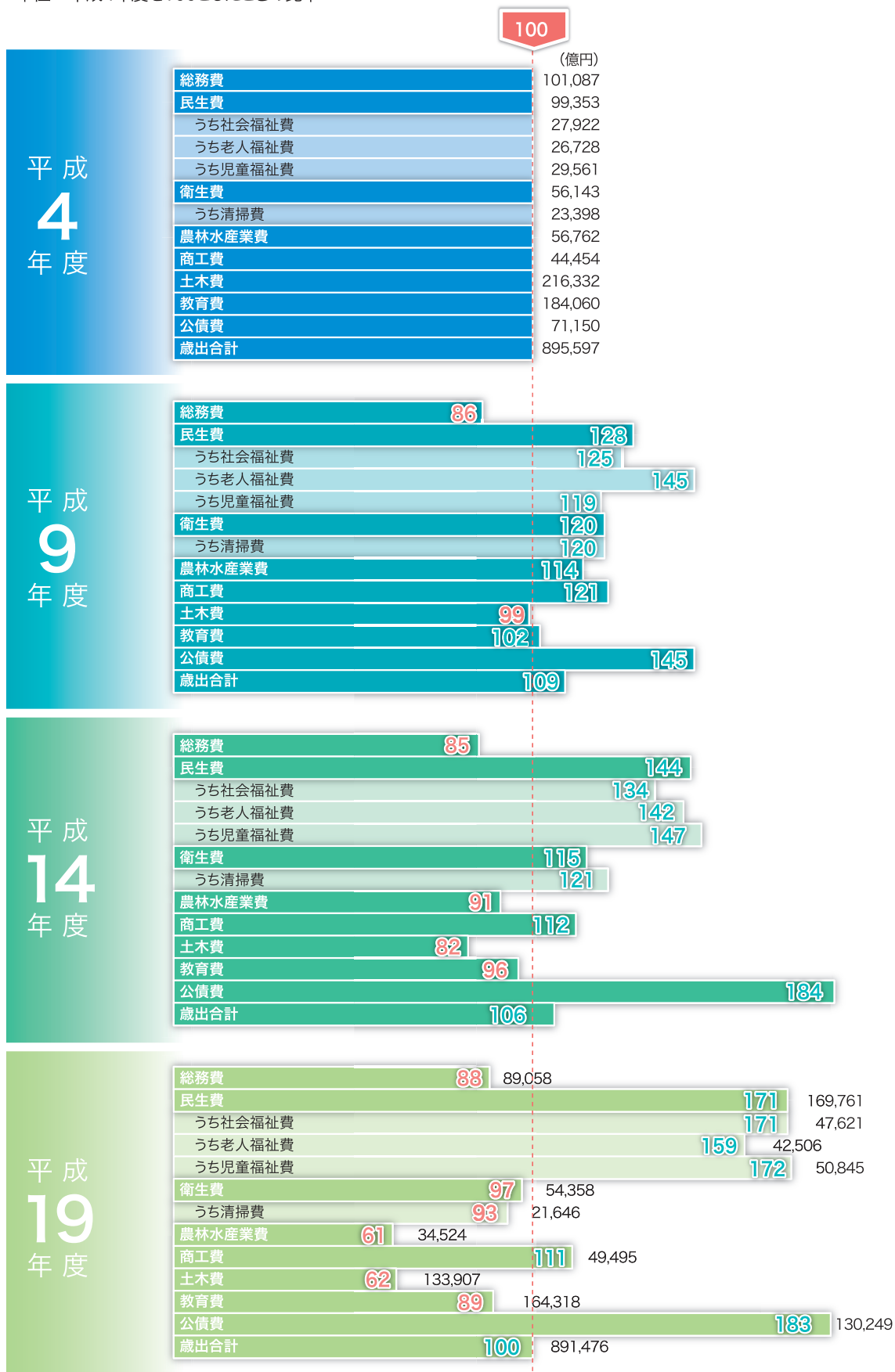
土木費の目的別内訳



近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

目的別歳出構成の推移(普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率



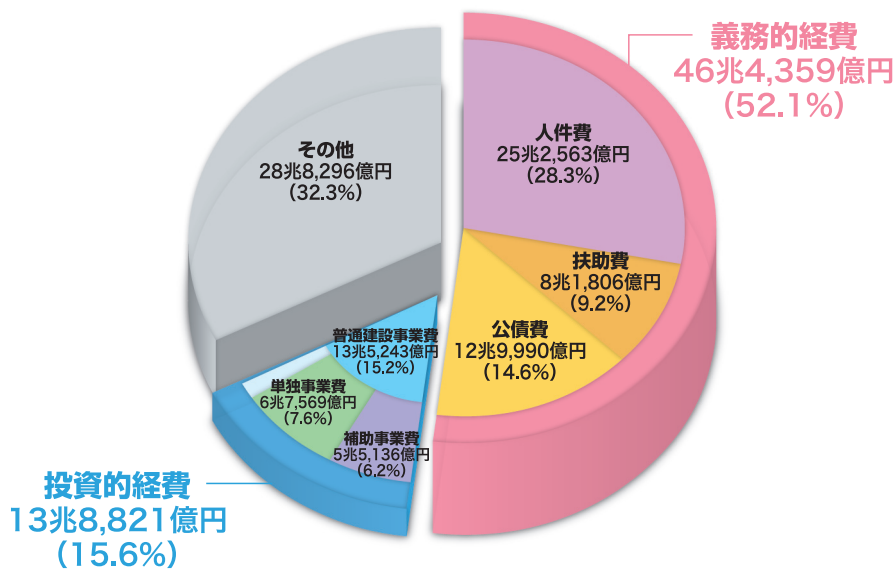
使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」（人件費、扶助費及び公債費）、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

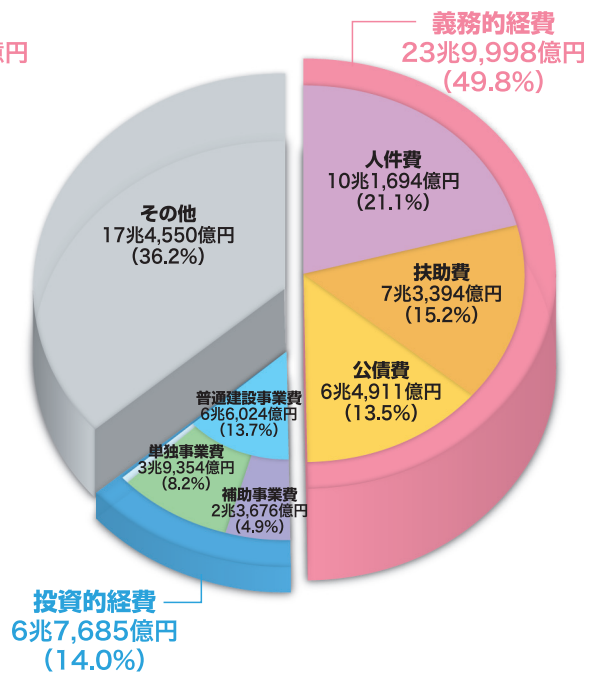
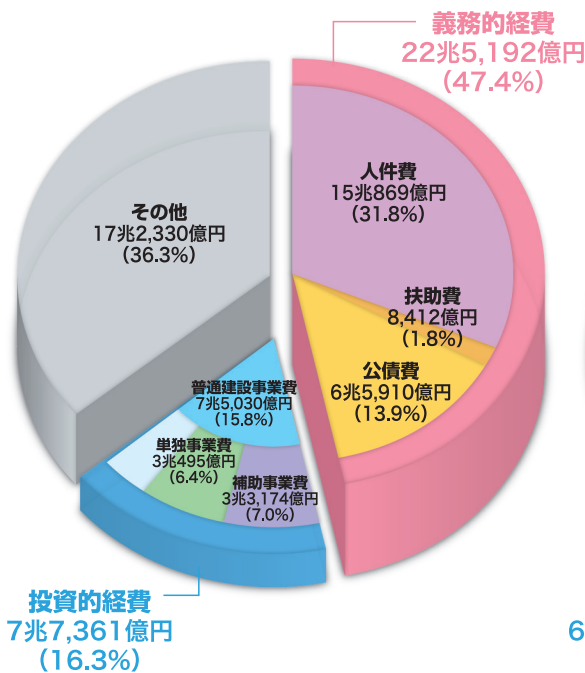
性質別歳出決算額の構成（平成19年度決算）

純計 89兆1,476億円

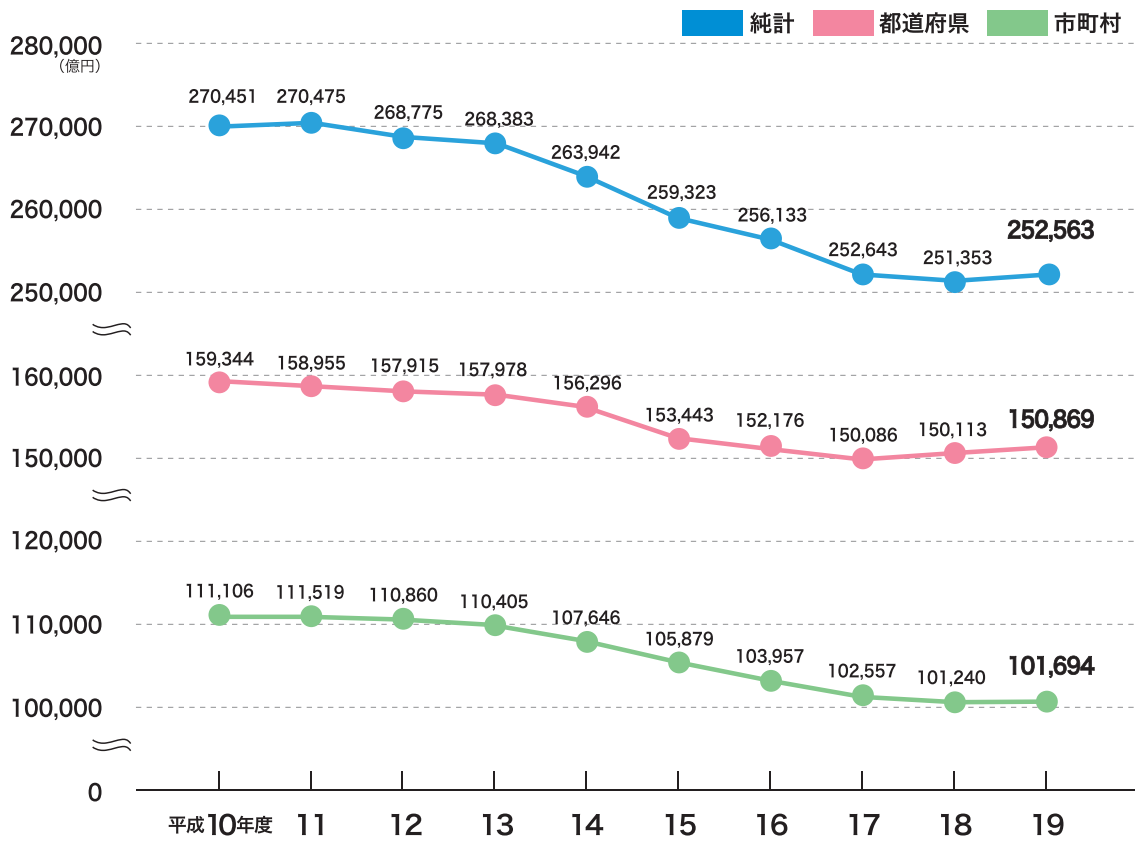


都道府県 47兆4,883億円

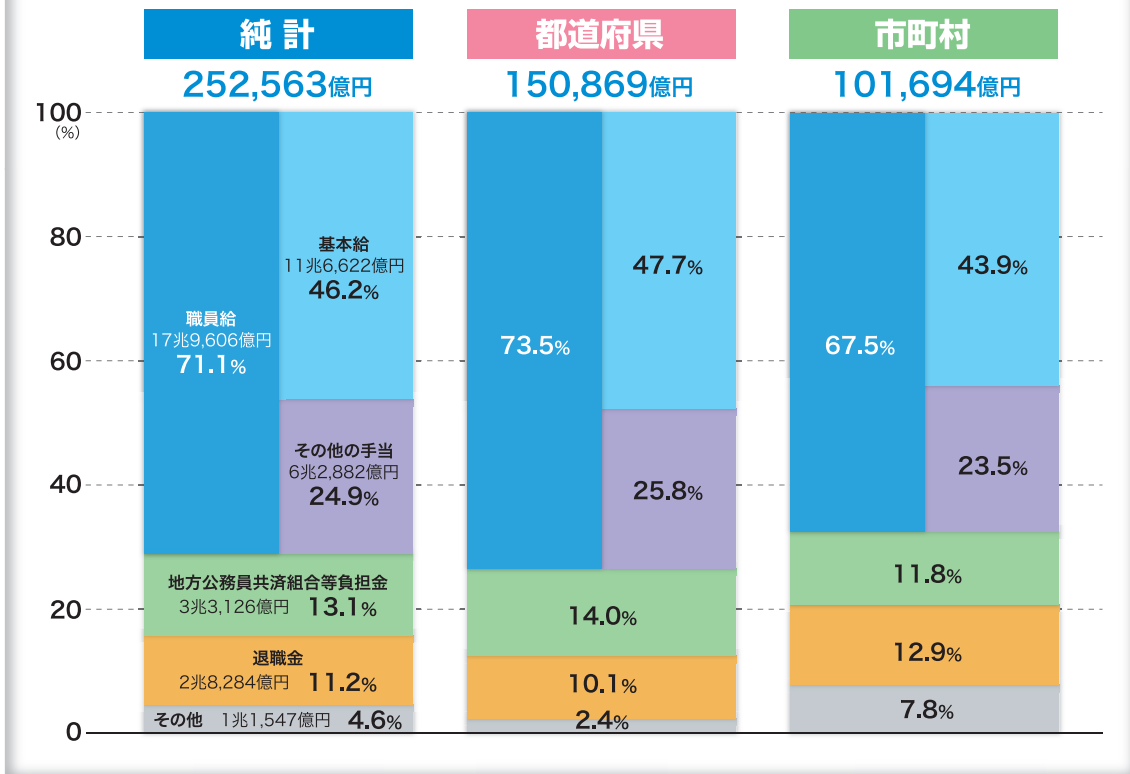
市町村 48兆2,233億円



人件費の推移



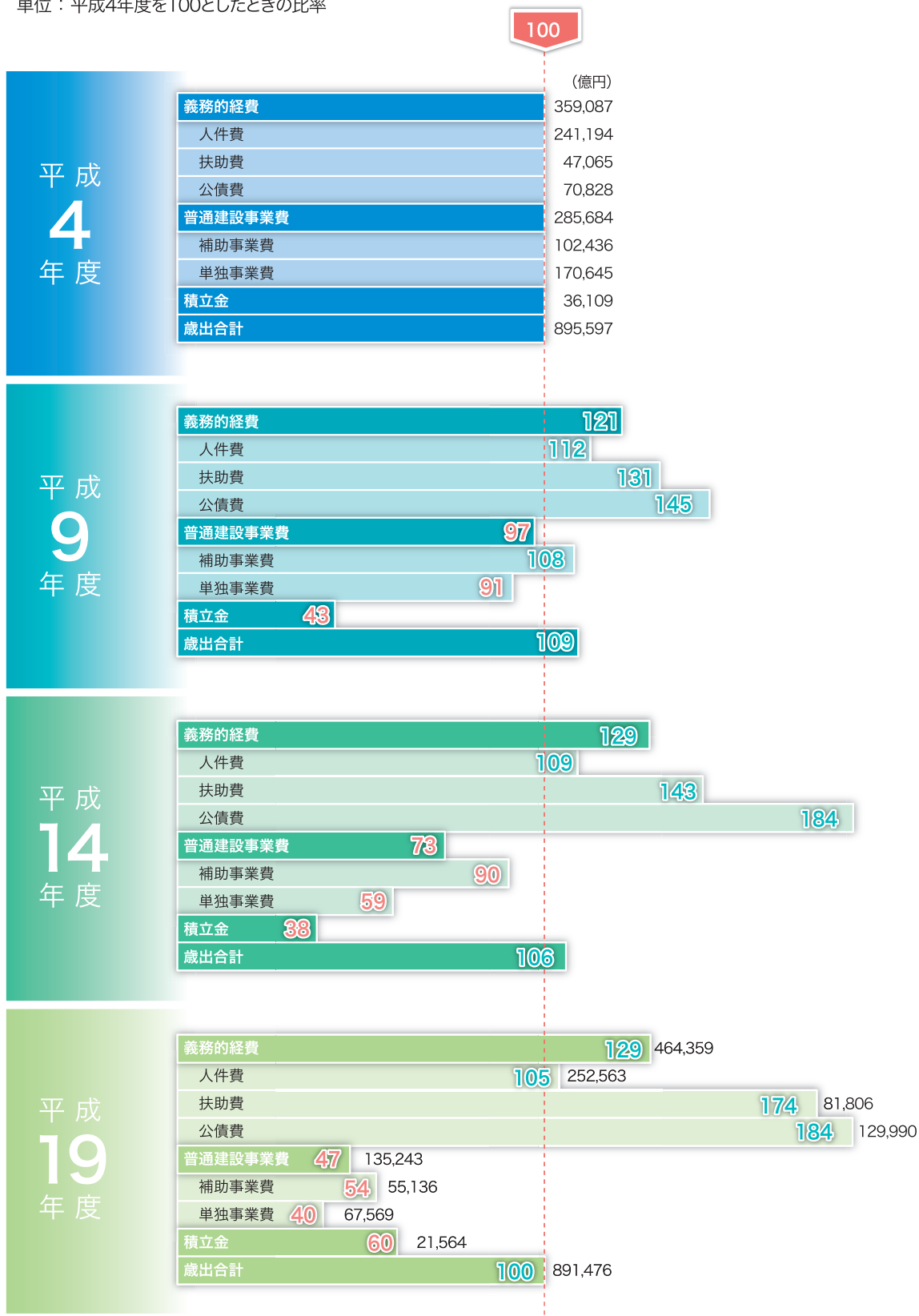
人件費の項目別内訳



近年、普通建設事業費などが減少する一方、義務的経費のうち扶助費、公債費などが増加しています。

性質別歳出構成の推移(普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率



* 扶 助 費 児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費

* 普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

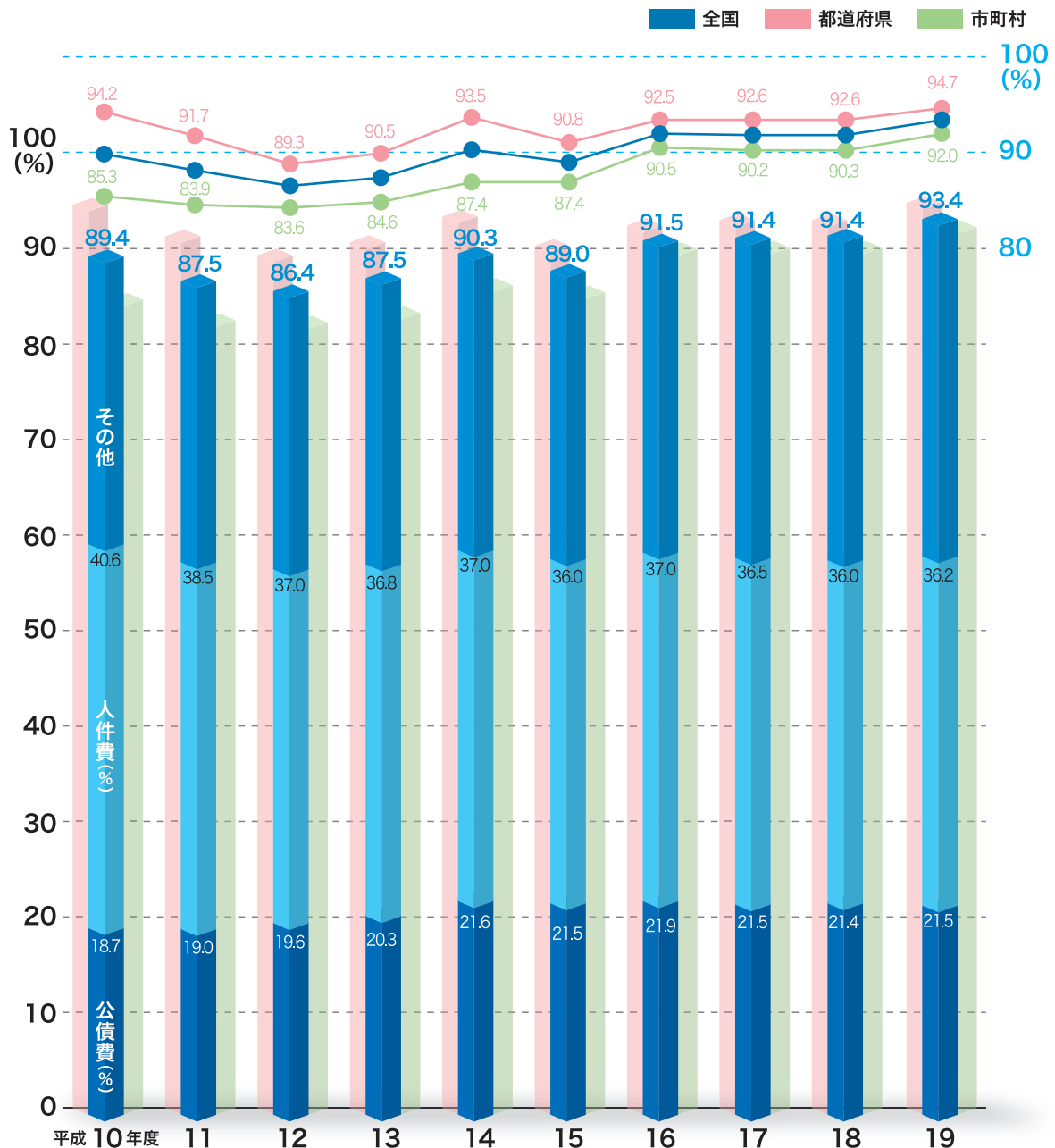
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していく必要があります。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1 経常収支比率

経常収支比率(毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合)は、全国平均が前年度から2.0ポイント上昇の93.4%となっており、過去最も高い水準となっています。



(注) 減収補てん債及び臨時財政対策債は平成13年度から18年度まで追加。

2 実質公債費比率及び起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

実質的な公債費の負担の程度をみる指標である実質公債費比率は、平成17年度決算に基づき初めて算定された指標です。過去からの推移をみる事ができるものとしては、起債制限比率があり、全国平均が前年度から0.4ポイント低下の11.2%となっています。

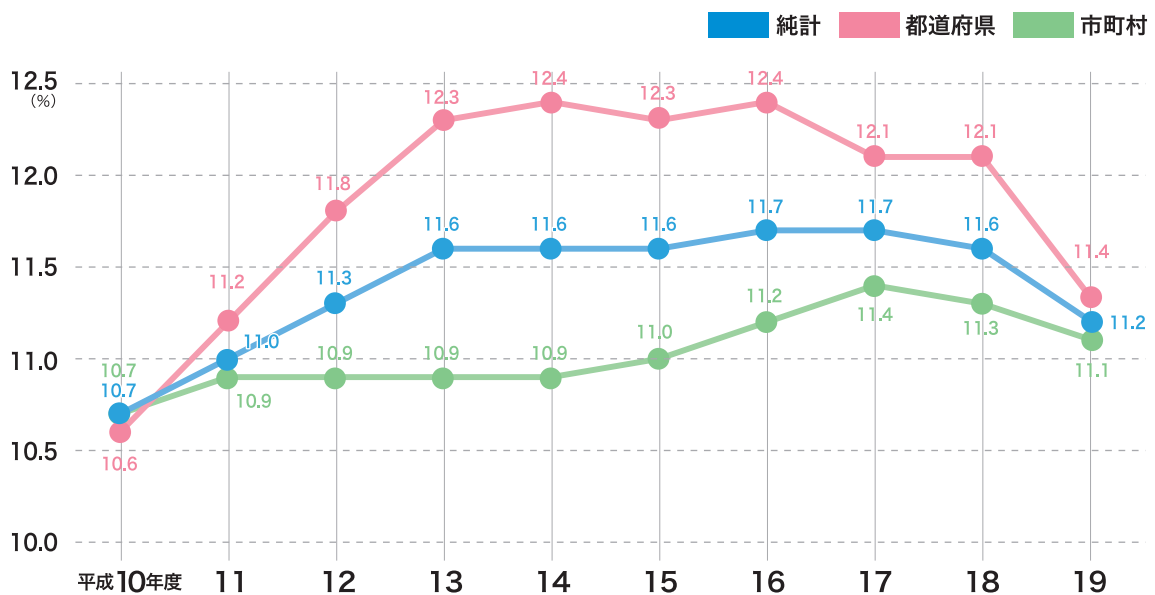
実質公債費比率の状況

実質公債費比率の状況については、「平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」(26ページ)をご覧ください。

※**実質公債費比率** 実質公債費比率は、地方債元利償還金(繰上償還等を除く)や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(地方交付税措置分を除く)に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

起債制限比率の推移



※**起債制限比率** 起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(地方交付税措置分を除く)に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。

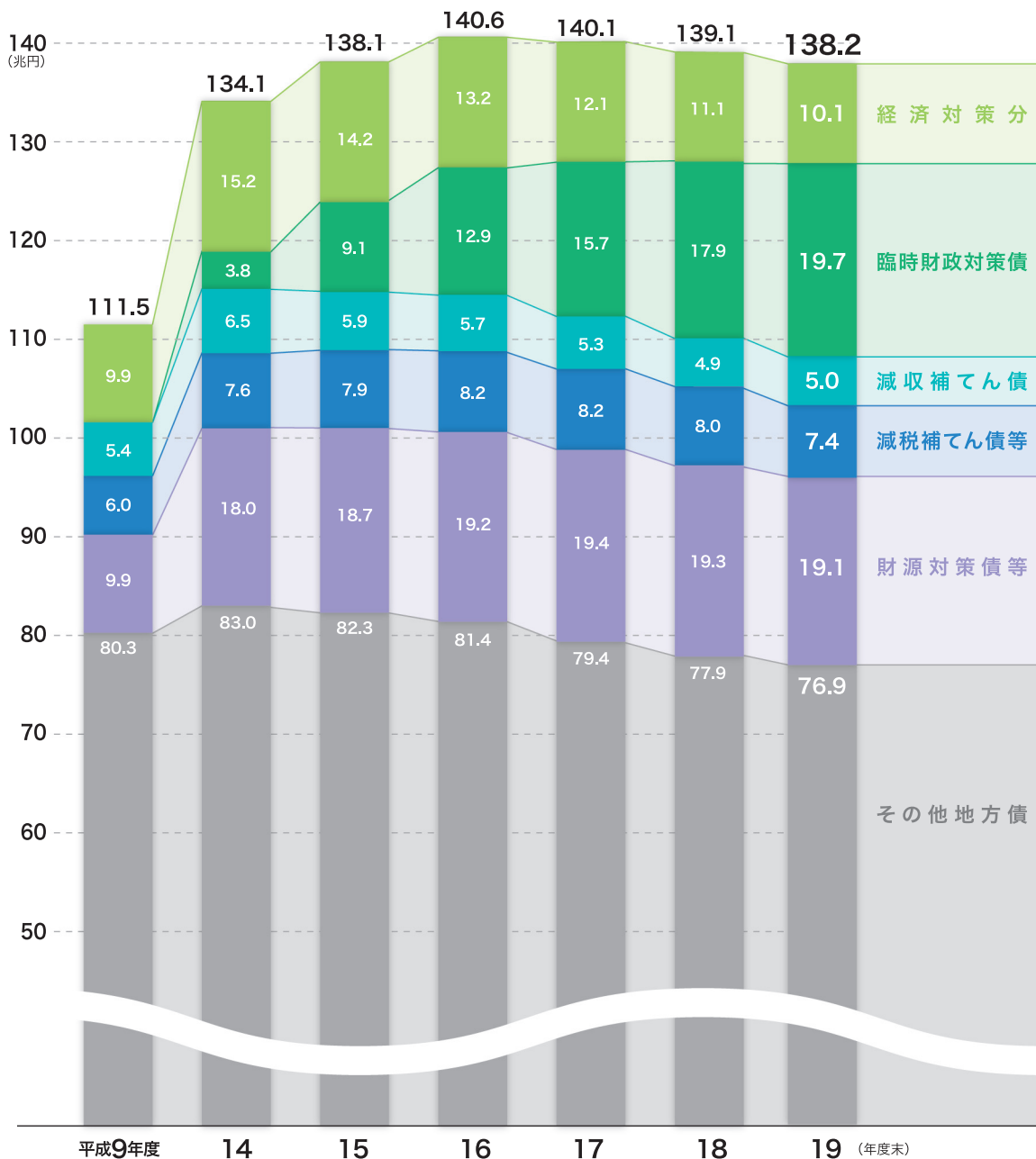
地方財政の借入金残高

地方財政の借入はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成19年度末で約138兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.3倍に達しています。



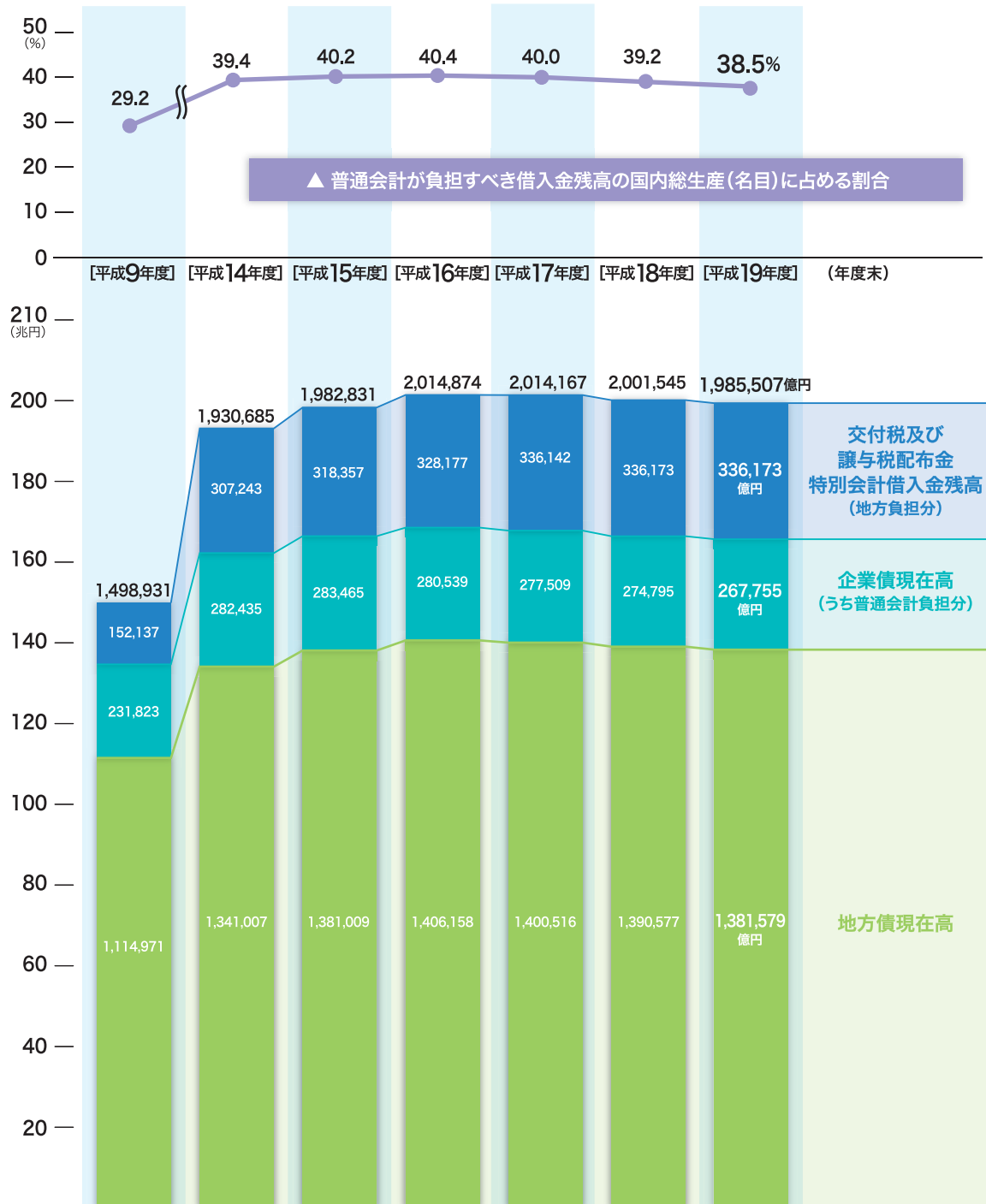
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 経済対策分は推計値である。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成19年度末で約199兆円となっており、依然として高い水準にあります。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

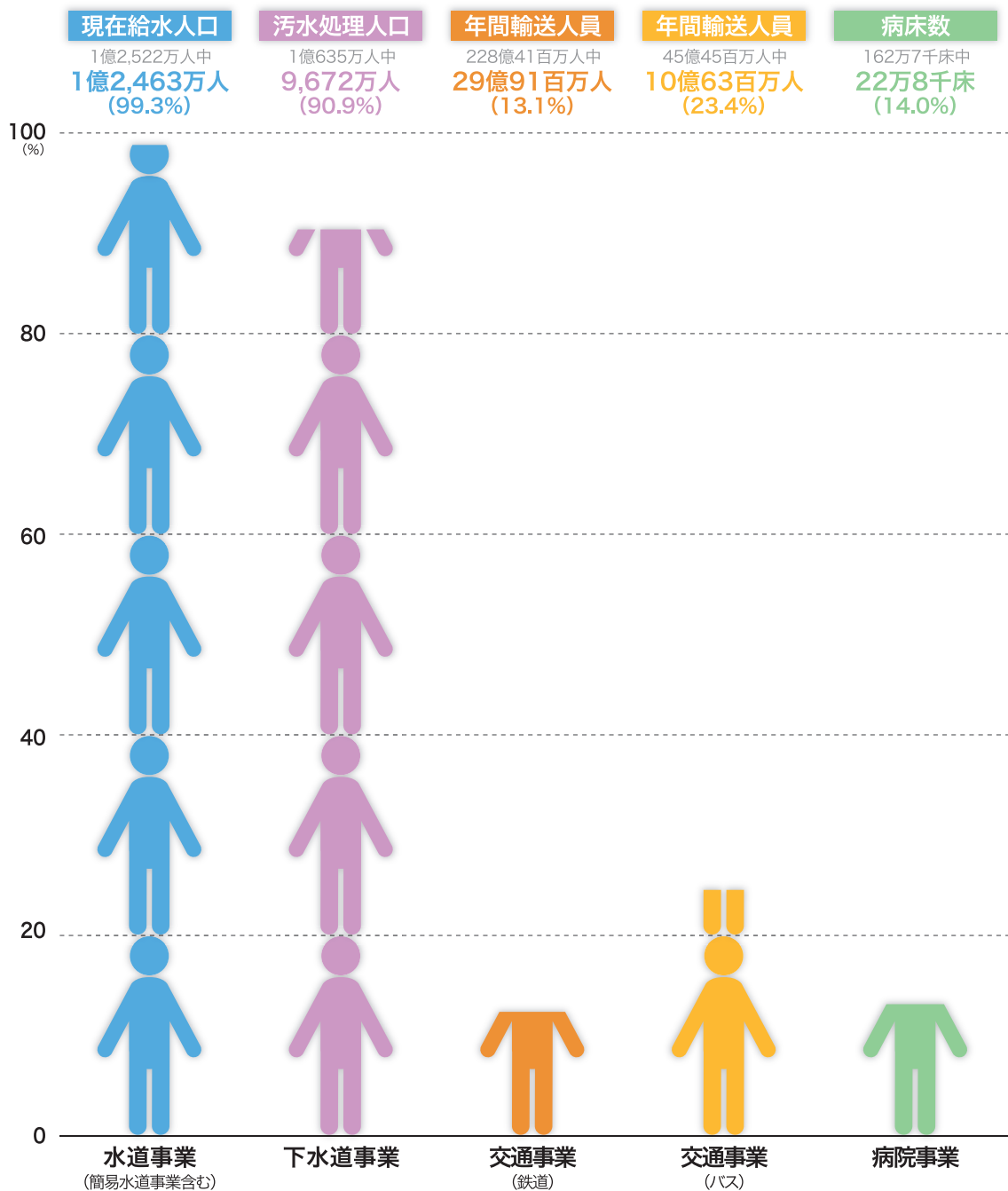
地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



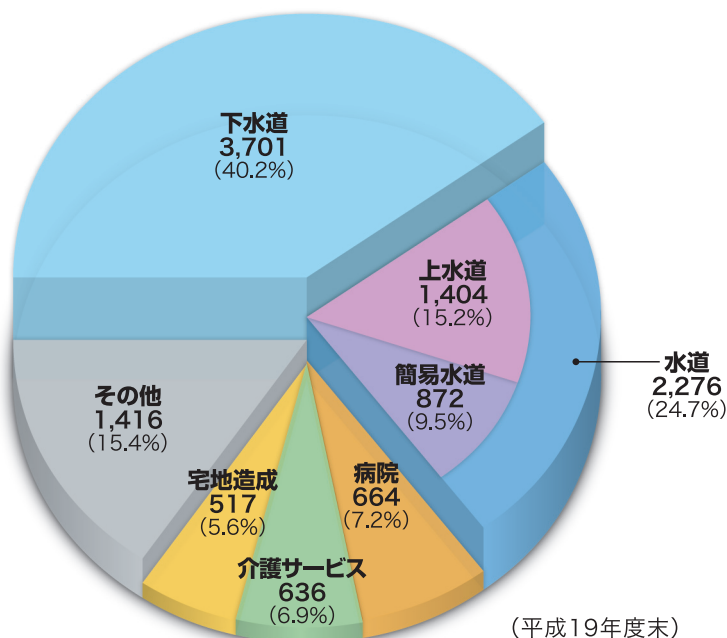
(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

2 地方公営企業の事業数

事業数は、9,210事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業の順になっています。

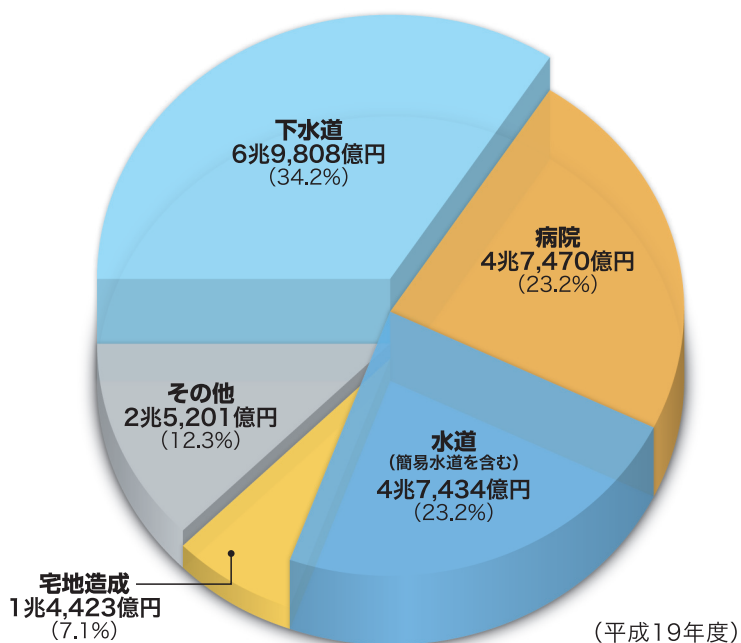
事業数 9,210 事業



3 決算規模

決算規模は、20兆4,336億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。

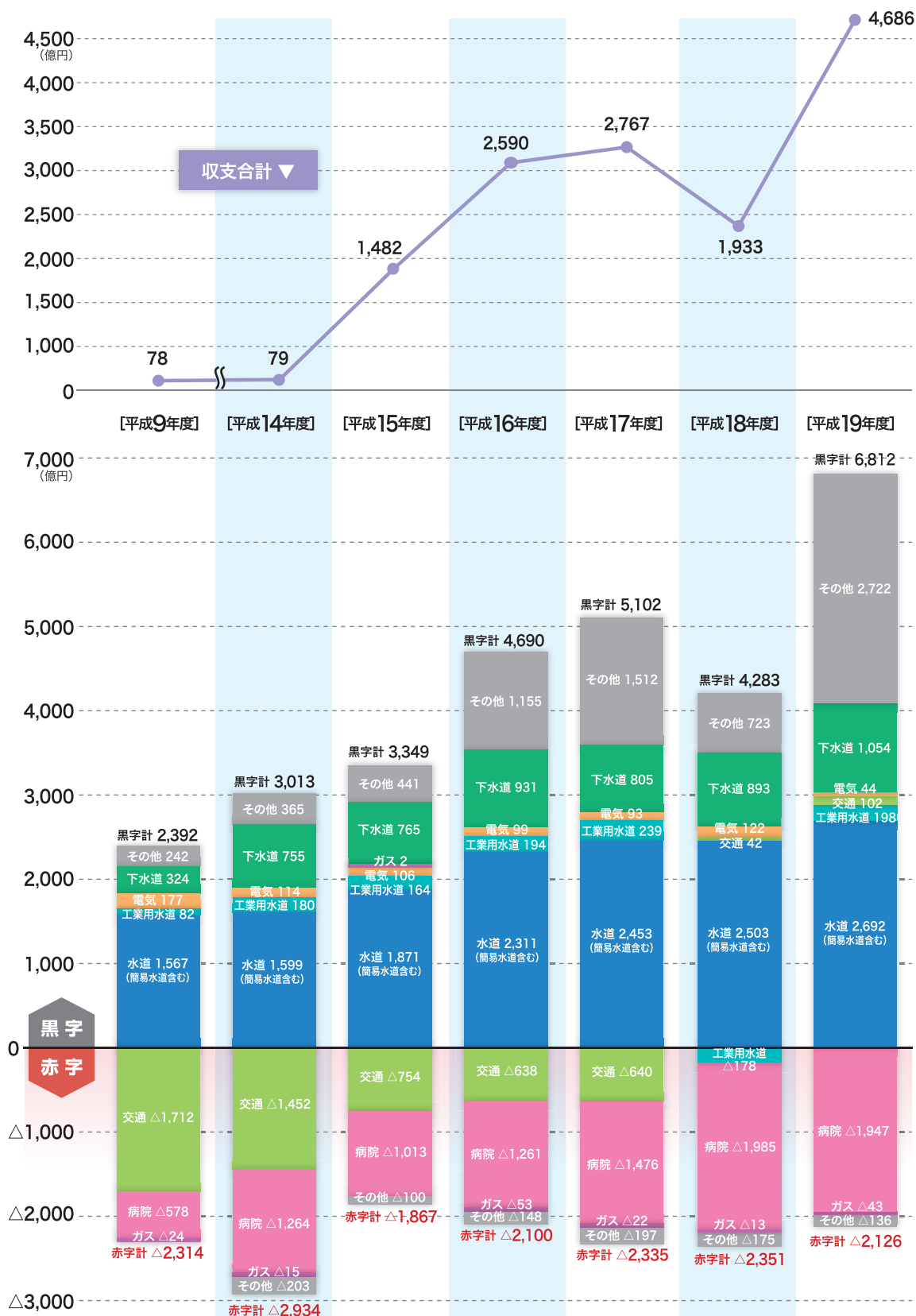
決算規模 20兆4,336億円



4 経営状況

経営状況は、4,686億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



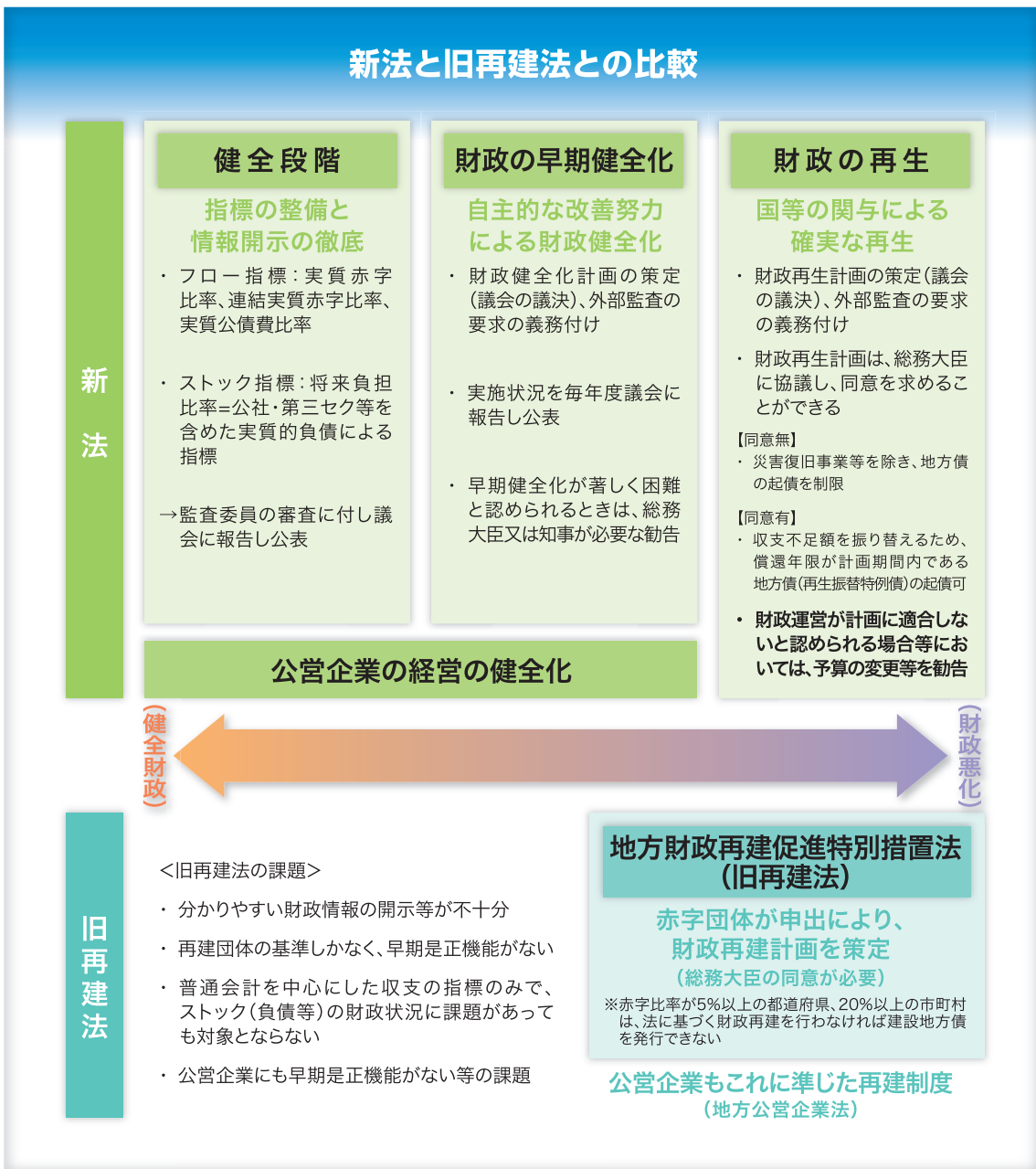
地方財政健全化の推進

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

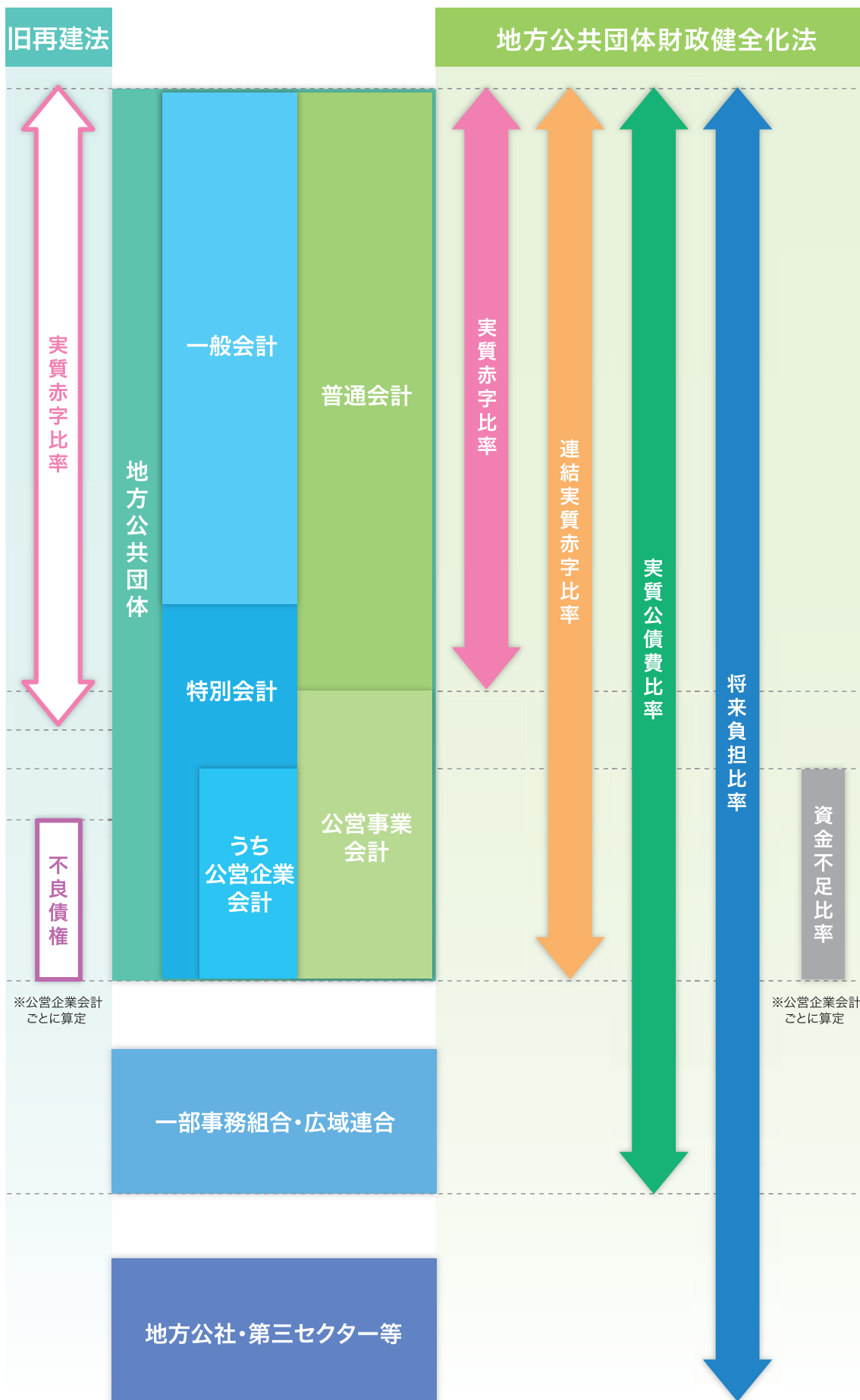
地方債の償還や高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、各地方公共団体は、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められています。また、今後、地方分権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要です。

従来の地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字というフローの指標のみを用いており、申出により再建を行う仕組みである等の課題が指摘されていました。

そこで、地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されています。



健全化判断比率等の対象について



地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） - （特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - （充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

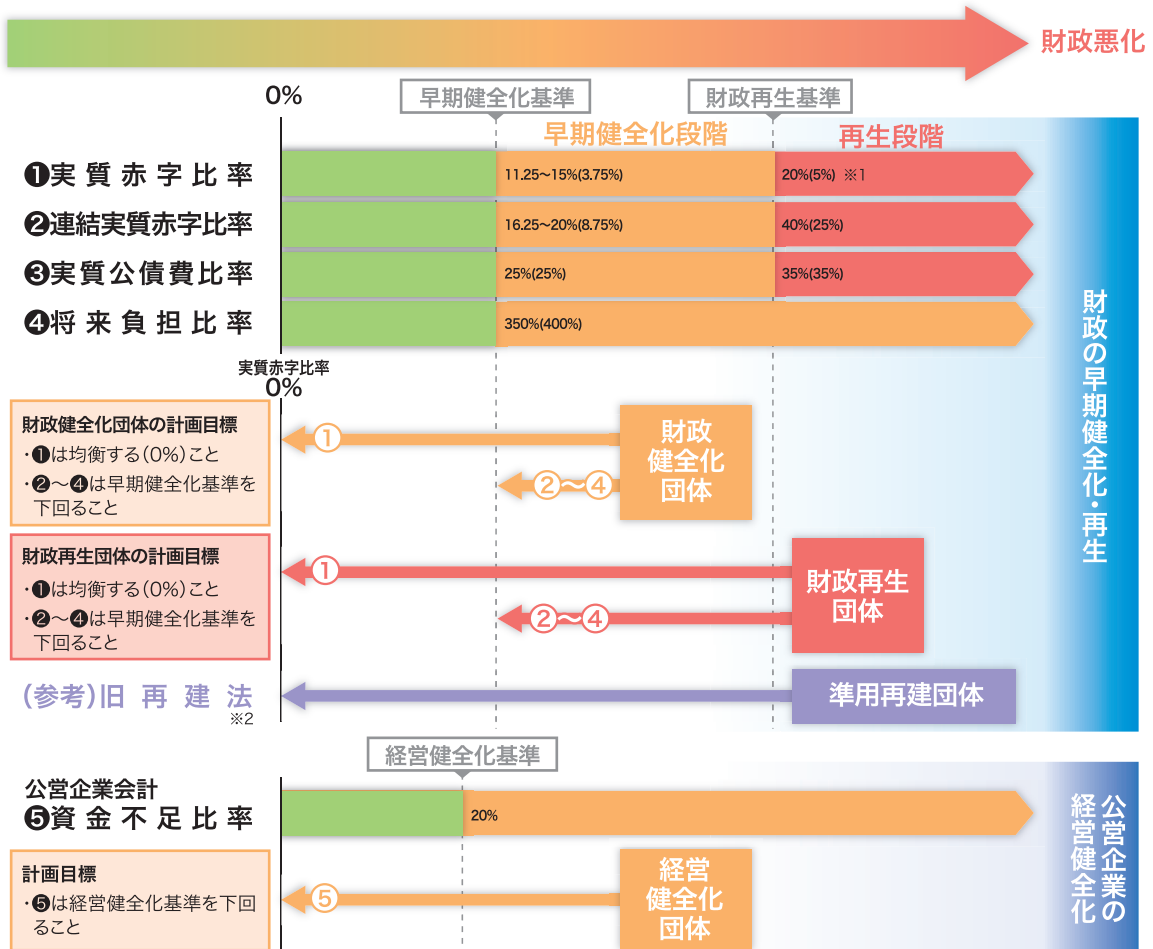
- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 ※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 ※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



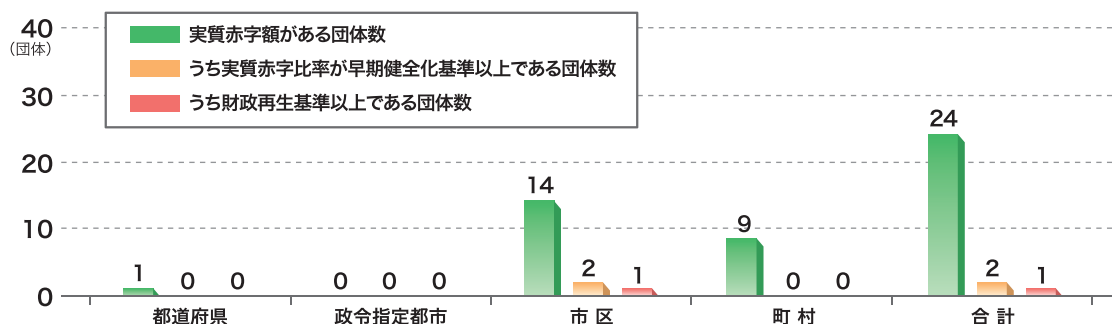
※1 ()外は市町村、()内は都道府県の基準である。
 ※2 旧再建法においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる。

2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

1 実質赤字比率

平成19年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、下図のとおりです。
 実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は、24団体となっています。このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は2団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

▼実質赤字比率の状況

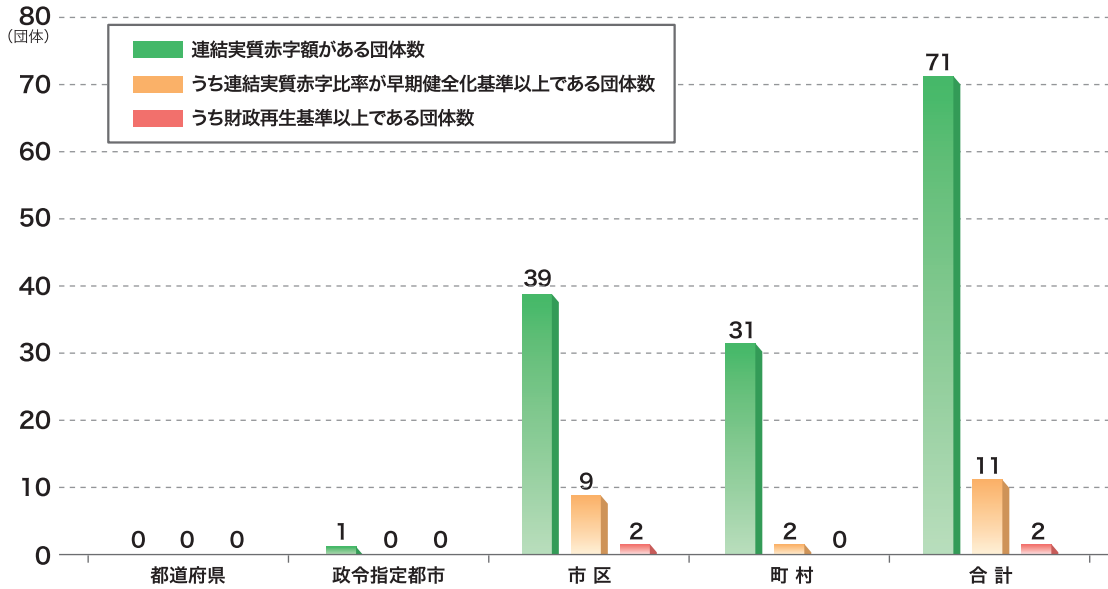


2 連結実質赤字比率

平成19年度決算に基づく連結実質赤字比率は、下図のとおりです。

連結実質赤字比率がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、71団体となっています。このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は11団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は2団体となっています。

▼連結実質赤字比率の状況

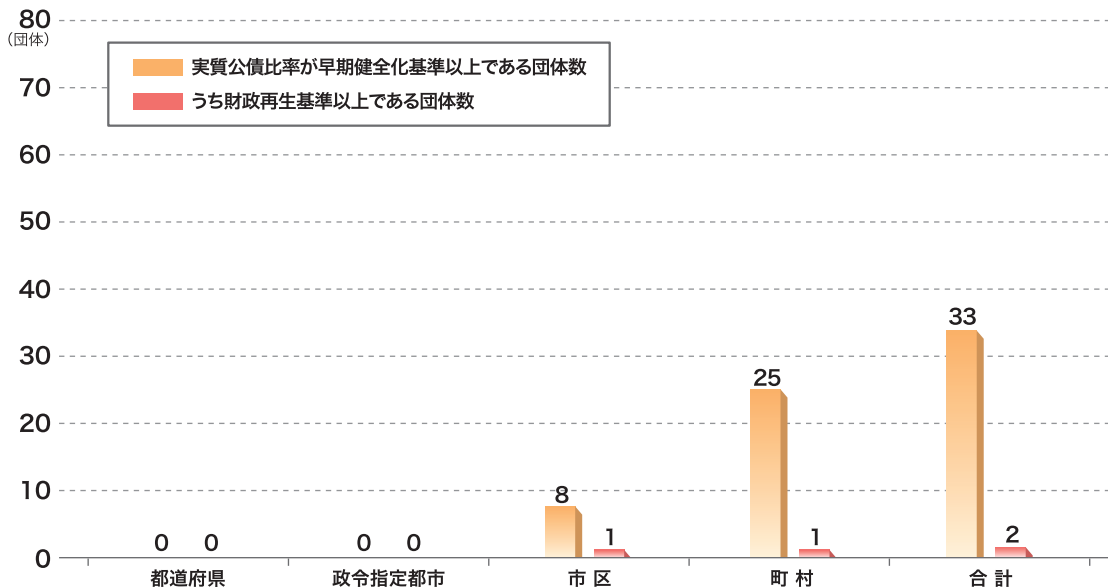


3 実質公債費比率

平成19年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、下図のとおりです。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は33団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は2団体となっています。

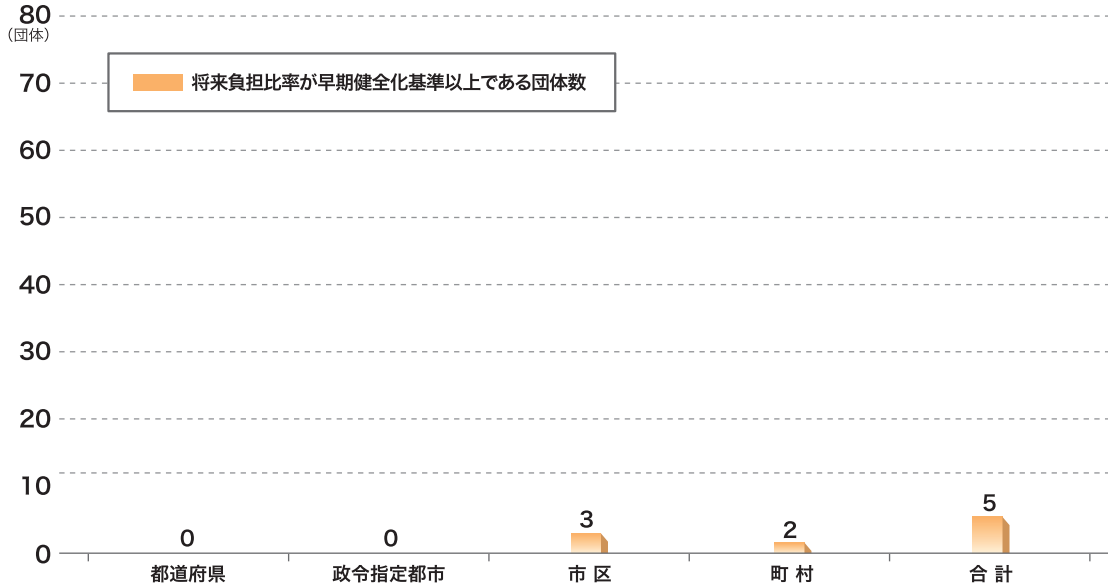
▼実質公債費比率の状況



4 将来負担比率

平成19年度決算に基づく将来負担比率の状況は、下図のとおりです。
 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、5団体となっています。

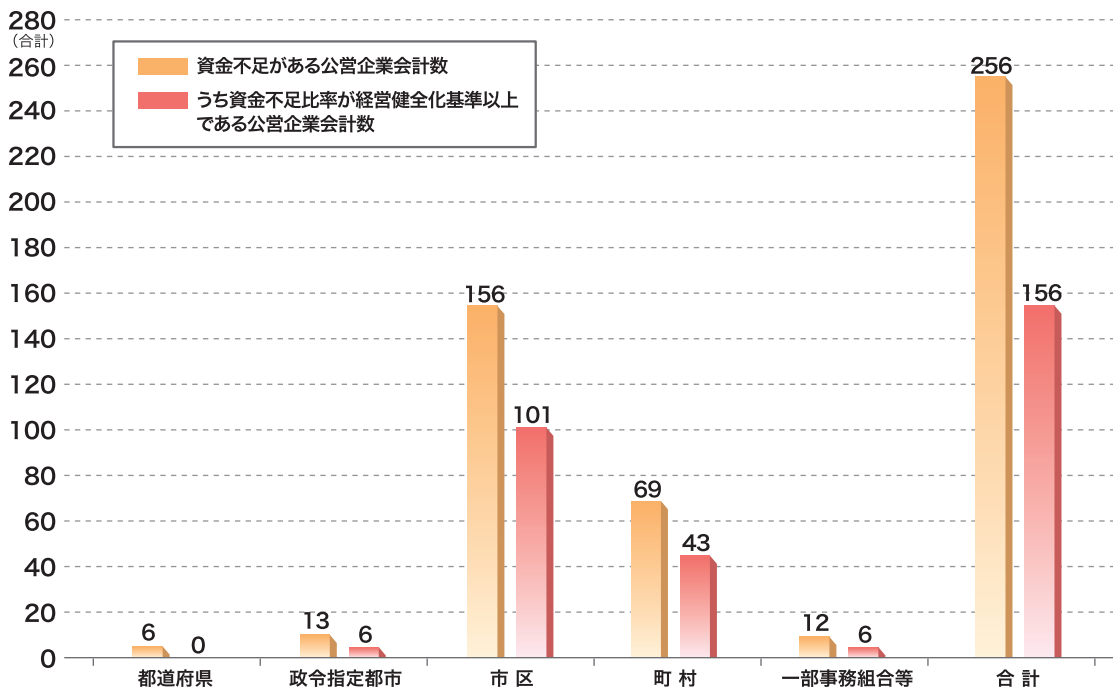
▼将来負担比率の状況



5 資金不足比率

平成19年度決算に基づく資金不足比率の状況は、下図のとおりです。
 資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、256会計となっています。
 このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、156会計となっています。

▼資金不足額の状況(団体種類別会計数)



地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みです。

地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)に基づき、平成19年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会は同年11月16日に「中間的な取りまとめ」を公表した後、平成20年5月28日に「第1次勧告」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出しました。

地方分権改革推進委員会「第1次勧告」の概要(平成20年5月28日)

【第1章】国と地方の役割分担の基本的な考え方

①「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- 地方政府の確立のための権限移譲
- 完全自治体の実現
- 行政の総合性の確保
- 地方活性化
- 自治を担う能力の向上

②国と地方の役割分担の見直し

- 住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型(重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型)に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

③広域自治体と基礎自治体の役割分担(基礎自治体優先の原則)

- 市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

【第2章】重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

① 幼保一元化・子ども

② 教育

③ 医療

④ 生活保護

⑤ 福祉・公営住宅

⑥ 保健所

⑦ 労働

まちづくり分野関係

① 土地利用(都市計画、農地等)

② 道路

③ 河川

④ 防災

⑤ 交通・観光

⑥ 商工業

⑦ 農業

⑧ 環境

まちづくり分野関係

【第3章】基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

①基礎自治体への権限移譲の推進

- 64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲

②補助対象財産の財産処分(転用、譲渡等)の弾力化

- 原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- 10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮

【第4章】現下の重要二課題について

①道路特定財源の一般財源化

- 一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき

②消費者行政の一元化

- 消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
- 事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

【第5章】第2次勧告に向けた検討課題

①国の出先機関の改革の基本方向

②法制的な仕組みの横断的な見直し(義務付け・枠付け等)

「第1次勧告」を受け、政府は、平成20年6月20日に地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱(第1次)」を決定しました。

地方分権改革推進委員会は、引き続き調査審議を進め、平成20年12月8日に「第2次勧告」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出しました。

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」の概要(平成20年12月8日)

【第1章】義務付け・枠付けの見直し

①見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
- 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

②見直しの方針

(a)義務付け・枠付けの範囲設定

- 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(約1万条項)

(b)見直しの具体的な方針

- メルクマール(判断基準)に該当しない条項については、

- ①廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- ②手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
- ③手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容

のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。

(c)義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

③メルクマール該当・非該当の判断

- 義務付け・枠付け条項全体(約1万条項)のうち

メルクマールに該当する条項…51.8% メルクマールに該当しない条項…48.2%

- 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち

メルクマールに該当する条項…8.3% メルクマールに該当しない条項…91.7%

【第2章】国の出先機関の見直し

① 基本的考え方

- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

② 事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

対象機関の事務・権限を仕分け

- 廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- 地方への移譲を検討するもの等

8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

③ 組織の見直し

- (1) 事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し
 - 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し
 - 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続
- (2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み
 - 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置
 - 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

④ 出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定すること、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請
- これらの改革により、さらに将来的には、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべき

⑤ 事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
 - 仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - 事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - 事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
 - 財源の手当ての取扱い⇒必要な財源確保に向け、引き続き検討
- ⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討

2 地域力の創造

平成20年12月19日、総務省は、縄文以来「自然との共生」を基本的な考え方としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という謙虚な姿勢のもと、豊かな自然環境を大事にしながら活力ある地域社会を形成していくため、新たに、①定住自立圏構想の推進、②地域連携による「自然との共生」の推進、③条件不利地域の自立・活性化の支援、の3つを柱とする「地域力創造プラン」を策定・公表しました。「地域力創造プラン」の概要は以下のとおりです。

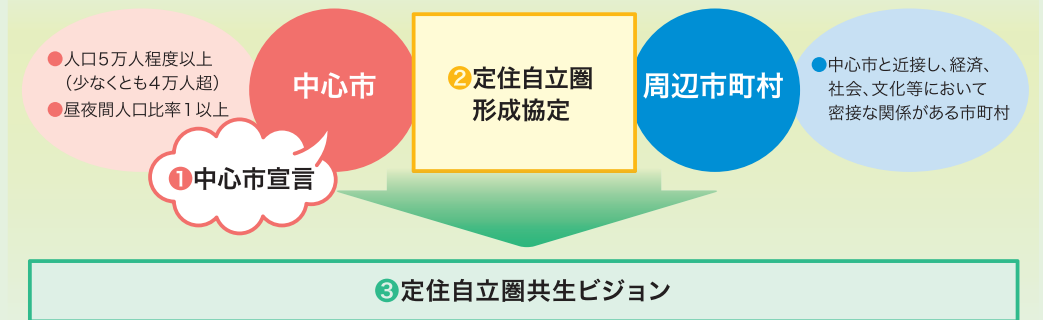
地域力創造プランの概要(平成20年12月19日)

【第1章】「定住自立圏構想」の推進

①基本的考え方

「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受け皿を形成。

②定住自立圏形成へ向けた手続き



- ① 周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。
- ② 中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。
(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成等
- ③ 圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

【第2章】地域連携による「自然との共生」の推進

①基本的考え方

- 都市住民が、地方における自然環境保護(森や水源の保全等)に関する実践活動に携わることにより、都市と地方のつながりを強化。
- 地方自治体における国土保全対策や地球温暖化対策を促進することにより、世界をリードする低炭素社会を実現。

➡ 「自然との共生」を推進

②取組内容

- (1) 働き手を都市から農山漁村へ
- (2) 「自然との共生」に向けた協定
- (3) 「自然との共生」による低炭素社会の実現

【第3章】条件不利地域の自立・活性化の支援

①基本的考え方

- 過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支えている。
- 一方、人口減少、高齢化、身近な「足」の不足、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が存在。

➡ 条件不利地域と都市が共生する、日本型の共生社会を実現する必要

➡ 都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保する必要

②取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していく。

- 地域医療提供体制の確保
- モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- デジタル・デバイドの解消
- 集落の維持・活性化対策
- 都市から地方への移住・交流の促進

3 行政改革の推進

(1) 集中改革プラン

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など、各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

平成20年12月1日現在の集中改革プランの公表状況は、都道府県で47団体(全団体)、政令指定都市で17団体(全団体)、市区町村で1,788団体(全団体)となっており、平成20年度中にすべての団体において集中改革プランの作成・公表が達成されました。

(2) 行政改革の更なる推進

総務省では、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、地方公共団体に対し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つの改革について、積極的な取組を要請しており、平成20年4月1日現在、都道府県で33団体、政令指定都市で14団体、市区町村で1,133団体が見直し済みとなっています。

総人件費改革

- 国家公務員の定員純減(▲5.7%)等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進(地域民間給与の反映、一層の給与適正化)
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組 等

公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施にあたり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

- 貸貸対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

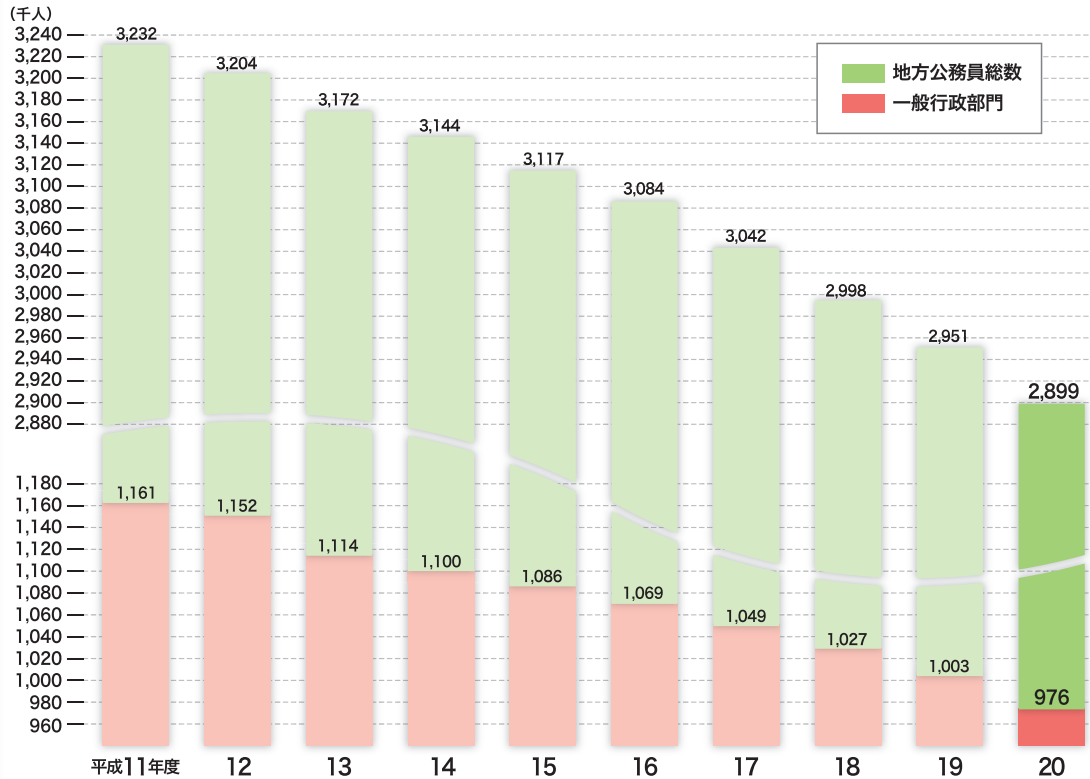
自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示の ルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

参考 公務員数

地方公務員総数は、平成7年以降14年連続して減少しています。一般行政部門は13年連続、公営企業等会計部門も7年連続して減少しています。

▼地方公務員数の状況

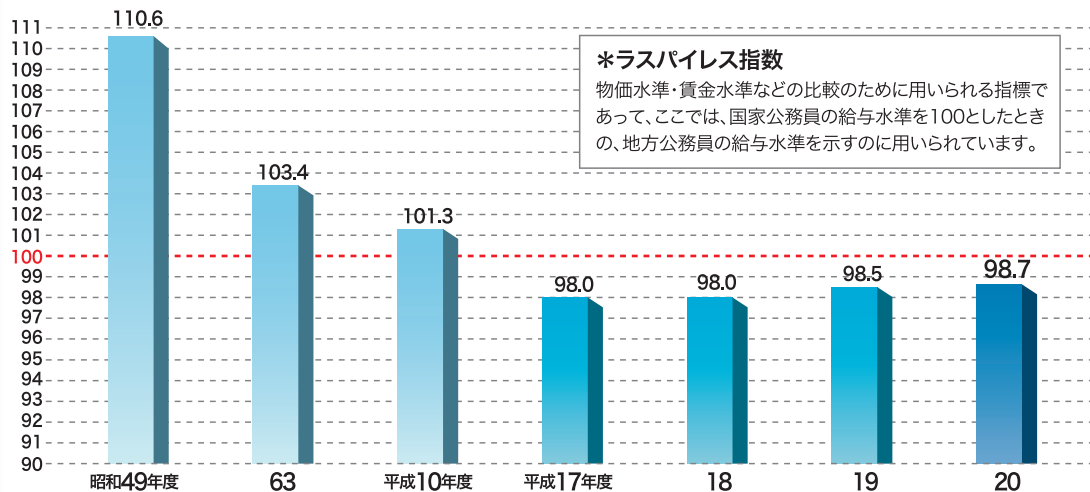


参考 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレズ指数*で表すと、全地方公共団体平均で98.7となっています。

なお、平成19年度において、給料表の是正等給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ116団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ618団体でした。また、ラスパイレズ指数が100未満の団体は、1,858団体中1,603団体(約86%)でした。

▼ラスパイレズ指数の推移(全地方公共団体平均の推移)



*ラスパイレズ指数

物価水準・賃金水準などの比較のために用いられる指標であって、ここでは、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を示すのに用いられています。

(3) 地方公会計改革と情報開示の推進

ア. 地方公会計の改革の推進

地方公会計の整備については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により財務書類の整備又は作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請しているところですが、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することや「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえれば、平成21年度までにいずれの団体においても一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要となっています。

公会計の整備を通じて、地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されますが、住民等に分かりやすい内容で公表することが重要です。先行的に財務書類を整備している地方公共団体のなかには、以下のように簡潔に全体を示す財務書類を作成しているところがあり参考になるものです。

貸借対照表

●貸借対照表は、年度末時点における資産・負債とその調達財源の状況を示したものです。

(単位：百万円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 1.非金融資産 | 1,083,132 | 1.非流動負債 | 469,992 |
| (1)事業用資産 | 392,821 | (1)地方債 | 430,104 |
| (2)インフラ資産 | 690,311 | (2)借入金 | 0 |
| | | (3)退職給付金引当金 | 33,963 |
| 2.金融資産 | 58,508 | (4)その他 | 5,925 |
| (1)資金 | 13,251 | | |
| (2)債権 | 20,101 | 2.流動負債 | 39,343 |
| 未収金 | 15,407 | (1)未払金 | 6,547 |
| 貸付金 | 2,881 | (2)賞与引当金 | 1,693 |
| その他 | 1,813 | (3)翌年度償還予定地方債 | 30,569 |
| (3)有価証券 | 100 | (4)短期借入金 | 165 |
| (4)投資等 | 25,056 | (5)その他 | 369 |
| 出資金 | 6,210 | 負債合計 | 509,335 |
| 基金・積立金 | 17,215 | | |
| その他 | 1,631 | 純資産の部 | 金額 |
| | | 純資産合計 | 632,305 |
| 資産合計 | 1,141,640 | 負債及び純資産合計 | 1,141,640 |

行政コスト計算書

●行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額(コスト)を示したものです。

(単位:百万円)

| | 金額 |
|----------------------------|---------|
| 経常費用 | 248,872 |
| 1. 人件費 | 41,358 |
| (1)職員給料 | 25,598 |
| (2)退職給付費用 | 4,877 |
| (3)その他 | 10,883 |
| 2. 物件費 | 25,620 |
| (1)消耗品費 | 5,130 |
| (2)減価償却費 | 12,174 |
| (3)維持補修費 | 5,058 |
| (4)その他 | 3,258 |
| 3. 移転支出 | 132,366 |
| (1)補助金等移転支出 | 74,200 |
| (2)社会保障給付費 | 13,602 |
| (3)その他 | 44,564 |
| 4. 経費等 | 49,528 |
| (1)公債費(利払) | 11,068 |
| (2)委託費 | 20,256 |
| (3)その他 | 18,204 |
| 経常収益 (使用料、手数料、諸収入の一部など) | 45,891 |
| 純経常行政コスト (経常費用－経常利益) | 202,981 |

純資産変動計算書

●純資産変動計算書は、資産負債の差額である純資産の一年間の変動内容を示したものです。

(単位:百万円)

| | 金額 |
|-----------------|----------|
| 期首純資産残高 | 629,857 |
| 1. 財産変動の部 | △ 12,058 |
| (1) 財源の使途 | 277,719 |
| 純経常行政コスト | 202,981 |
| 固定資産形成 | 40,673 |
| 長期金融資産形成 | 19,111 |
| その他 | 14,954 |
| (2) 財源の調達 | 265,661 |
| 税収 | 80,435 |
| 補助金等移転収入 | 77,813 |
| 分担金・負担金等 | 44,825 |
| その他 | 62,588 |
| 2. 資産形成充当財源変動の部 | 14,506 |
| (1) 固定資産の変動 | 14,332 |
| (2) 長期金融資産の変動 | 210 |
| (3) 評価・換算差額等の変動 | △ 36 |
| 3. その他の純資産変動の部 | 0 |
| 期末純資産残高 | 632,305 |

資金収支計算書

●資金収支計算書は、資金収支の状況を、経常行政活動、公共投資、その他の行政活動区分別に示したものです。

(単位:百万円)

| | 金額 |
|----------|----------|
| 1. 経常的収支 | 40,470 |
| 2. 資本的収支 | △ 39,279 |
| 3. 財務的収支 | △ 4,323 |
| 当期資金収支額 | △ 3,132 |
| 期首資金残高 | 16,383 |
| 期末資金残高 | 13,251 |
| 基礎的財政収支 | 1,191 |

財務書類の整備状況については、平成21年3月末現在の調査の結果、都道府県にあっては46団体(97.9%)、指定都市にあっては14団体(82.4%)、指定都市を除く市区町村にあっては901団体(50.5%)が「作成済」、都道府県1団体(2.1%)、指定都市3団体(16.7%)、指定都市を除く市区町村453団体(25.4%)で「作成中」です。また、指定都市を除く市区町村のうち429団体(24.1%)が「未作成」です。

作成済あるいは作成中の団体のうち、都道府県においては14.9%、指定都市においては41.2%、指定都市を除く市区町村においては44.8%の団体が新地方公会計モデル(基準モデル・総務省方式改訂モデル)で作成済あるいは作成中です。

地方公共団体の財務書類の整備状況

平成19年度決算に係る財務書類の整備状況

(単位:団体、%)

| | 都道府県 | | 市区町村 | | | | | |
|------------|------|----------|-------|----------|-------------|----------|-------|----------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 | | | |
| 作成済 | 46 | (97.9%) | 915 | (50.8%) | 14 | (82.4%) | 901 | (50.5%) |
| 基準モデル | 0 | (--) | 11 | (1.2%) | 0 | (--) | 11 | (1.2%) |
| 総務省方式改訂モデル | 6 | (13.0%) | 201 | (22.0%) | 4 | (28.6%) | 197 | (21.9%) |
| 総務省方式 | 37 | (80.4%) | 686 | (75.0%) | 10 | (71.4%) | 676 | (75.0%) |
| その他 | 3 | (6.5%) | 17 | (1.9%) | 0 | (--) | 17 | (1.9%) |
| 作成中 | 1 | (2.1%) | 456 | (25.3%) | 3 | (17.6%) | 453 | (25.4%) |
| 基準モデル | 0 | (--) | 26 | (5.7%) | 2 | (66.7%) | 24 | (5.3%) |
| 総務省方式改訂モデル | 1 | (100.0%) | 376 | (82.5%) | 1 | (33.3%) | 375 | (82.8%) |
| 総務省方式 | 0 | (--) | 49 | (10.7%) | 0 | (--) | 49 | (10.8%) |
| その他 | 0 | (--) | 5 | (1.1%) | 0 | (--) | 5 | (1.1%) |
| 未作成 | 0 | (--) | 429 | (23.8%) | 0 | (--) | 429 | (24.1%) |
| 計 | 47 | (100.0%) | 1,800 | (100.0%) | 17 | (100.0%) | 1,783 | (100.0%) |

イ. 情報開示の推進

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすためのさまざまな取組が行われています。

総務省では、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な帳票をもって住民等に分かりやすく情報を開示することを目的として「歳出比較分析表」や「財政比較分析表」等を作成し、ホームページ上で公表しています。

①歳出比較分析表

平成18年度決算より、類似団体間で歳出状況の比較分析を行うための「歳出比較分析表」を作成し公表することで効果的な歳出削減に活用されていくことが期待されます。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/saishutsuhyo/index.html>

②財政比較分析表

財政比較分析表は、類似団体間で主要財政指標等の比較分析を行い、各団体において指標等の改善に向けた取組等を分析するものとなっています。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/bunsekihyo.html>

③決算カード

全都道府県、市町村の決算カード(平成13年度決算以降)を個別の団体ごとに取りまとめた「決算カード」をホームページ上で公表しています。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>

④財政状況等一覧表

総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政状況を開示する方途の一つとして「財政状況等一覧表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

ホームページアドレス

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei_ichiran.html

目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成21年版 地方財政白書ビジュアル版

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

電話 03-5253-5111(内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp>